# 第５期定時株主総会
# 兼普通株主様による
# 種類株主総会
# 招集ご通知

日時　平成28年６月29日（水曜日）
　　午前10時（午前９時開場）
場所　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
　　三井住友信託銀行本店ビル　5階会議室

**三井住友トラスト・ホールディングス株式会社**

**証券コード：8309**

シンボルマークは、"未来の開花（Future Bloom）"をテーマに、「高い専門性と総合力によって、新たな価値を創造し、お客様や社会の未来を花開かせる」という三井住友トラスト・グループのビジョンを象徴しています。

三井住友トラスト・ホールディングス
SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

○目　次


第５期定時株主総会兼
普通株主様による種類株主総会招集ご通知…… 1

（添付書類）
第５期事業報告
1. 当社の現況に関する事項…… 5
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項……20
3. 社外役員に関する事項……23
4. 当社の株式に関する事項……25
5. 当社の新株予約権等に関する事項……27
6. 会計監査人に関する事項……28
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針……29
8. 業務の適正を確保する体制……29
9. 特定完全子会社に関する事項……33
10. 親会社等との間の取引に関する事項……33
11. 会計参与に関する事項……33
12. その他……33

連結計算書類……34

計算書類……39

監査報告書……42

（株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金の処分の件……45
第２号議案　株式併合の件……46
第３号議案　定款一部変更の件……47
第４号議案　取締役９名選任の件……50
第５号議案　監査役２名選任の件……59

ご参考①（第２号議案関係）
　株式併合及び単元株式数の変更に関するＱ＆Ａ……61
ご参考②（第４号及び第５号議案関係）
　独立役員にかかる独立性判断基準について……65

株主総会会場案内図

(証券コード　8309)
平成28年６月７日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
**三井住友トラスト・ホールディングス株式会社**
取締役社長　北村　邦太郎

# 第５期定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第５期定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　**なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜わり、平成28年６月28日（火曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

【書面による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
　３頁～４頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
　なお、書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。
　またインターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

敬　具

記

**1. 日　　時**　平成28年６月29日（水曜日）　午前10時
**2. 場　　所**　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
三井住友信託銀行本店ビル　５階会議室

**3. 目的事項**

**報 告 事 項**
1. 第５期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第５期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決 議 事 項**
**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　株式併合の件
**第３号議案**　定款一部変更の件
**第４号議案**　取締役９名選任の件
**第５号議案**　監査役２名選任の件

なお、第２号議案及び第３号議案につきましては普通株主様による種類株主総会を兼ねております。

**4. その他株主総会招集に関する事項**

（1）各議案につき賛否の表示をされない議決権行使書用紙をご返送いただいた場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

（2）招集通知を電磁的方法で発することをご承諾いただいた株主様から、議決権行使書用紙の交付の請求がありましたときは、議決権行使書用紙をご送付いたします。

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記」につきましては、法令及び当社定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.smth.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

○添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.smth.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

普通株主様による種類株主総会の決議事項について

本総会の第２号議案及び第３号議案は、会社法第322条第１項の規定により、普通株主様による種類株主総会の決議も必要となりますが、本総会において議決権を行使することができる株主様は同一であるため、本議案は普通株主様による種類株主総会を兼ねる決議事項とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能となります。

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になりますのでご注意ください。

1. 議決権行使のお取り扱い

(1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(2) インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) 議決権の行使期限は、平成28年６月28日午後５時となっておりますので、お早めの議決権行使をお願いします。

2. パスワードのお取り扱い

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで、ご印鑑や暗証番号と同様に大切に保管ください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えできません。

(2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

3. システムに係る条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境が必要です。

(1) パソコンを用いる場合

ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

（ア）Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP 2以降

（イ）Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降又は、Adobe® Reader® Ver.6.0以降（画面上で参考書類等をご覧になる場合）

※Microsoft® 及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader®、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステム社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社ホームページより無償で配布されています。

ウ. なお、インターネットの接続に、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、ご注意ください。

(2) 携帯電話を用いる場合
次のサービスが受信可能であるとともに、暗号化通信が可能なＳＳＬ通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、ＵＲＬ（http://www.web54.net）を直接入力、あるいは議決権行使書用紙に表示している右記のQRコードを利用してアクセスしていただきます。

ア．ｉモード　　イ．ＥＺweb　　ウ．Yahoo! ケータイ

(携帯用QR)

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、ＥＺwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo! は米国Yahoo! Inc.、Yahoo! ケータイはソフトバンク株式会社、QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標、商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

(3) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

(4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、パソコンでポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（又は一時解除）のうえ、ご利用ください。

4. パソコン・携帯電話の操作方法に関するお問い合わせ

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン、携帯電話の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120(652)031（フリーダイヤル）（受付時間　9：00～21：00）

(2) 上記（1）以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引きの証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部
［電話］0120(782)031（フリーダイヤル）
（受付時間　土日休日を除く　9：00～17：00）

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以　上

# 添付書類

## 第 5 期（平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）事業報告

### 1. 当社の現況に関する事項

#### （1）企業集団の事業の経過及び成果等

**【主要な事業内容】**

当社グループは、銀行持株会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のもと、三井住友信託銀行株式会社における銀行信託事業を中心に、各グループ会社において、リース事業のほか、投資信託委託業務、不動産担保融資業務、不動産仲介業務、クレジットカード業務などの金融関連事業といった、多様な金融サービスに係る事業を行っております。

グループ会社のうち、連結される子会社及び子法人等は73社、持分法適用の関連法人等は19社です。

なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

**【金融経済環境】**

当連結会計年度の経済環境を振り返りますと、前年に続いて２年連続のベースアップが実現し、有効求人倍率がいわゆる「バブル景気」時以来の水準を維持するなど、雇用環境の改善が持続しました。しかし、個人消費、設備投資ともに回復の動きは鈍く、海外景気の減速を受けて輸出や生産は伸び悩み、年度後半には企業収益の増勢にも陰りが見え始めるなど、景気は足踏み状態が続きました。海外では、米国経済が堅調な景気回復を続け、12月には政策金利の引き上げが実施されましたが、中国経済の減速、原油価格や新興国通貨の下落、地政学的リスクの高まりなどにより、世界経済の先行きには不透明感が強まりました。

その結果、国内金融市場では、日本銀行が今年１月にマイナス金利政策の導入を決定したことを受けて、10年物の国債利回りは２月上旬以降マイナス圏内まで低下し、円ドルレートは一時円安に振れたものの、間もなく円高に転じました。昨年夏頃まで２万円前後の水準で推移していた日経平均株価は、年明けには下落傾向となり、１万７千円前後で年度末を迎えました。

**【事業の経過】**

このような経済・金融環境の下、当社グループでは、わが国唯一の自主独立の専業信託銀行グループとして、独自の付加価値を発揮する事業モデルの高度化を進め、グループ各社間の連携や提携企業との協働も推進し、収益力強化等に取り組んでまいりました。

（事業セグメント別の経過）

＜銀行信託事業＞

・三井住友信託銀行株式会社を中心とした、当社グループにおける銀行信託事業の概況は次のとおりです。

① リテール事業

リテール事業では、投資信託、生命保険等の販売業務において、投資一任運用商品（ラップ口座）や投資信託、保険商品を含む「ラップセレクション」を中心とした「長期・分散・安定」運用を重視するコンサルティング営業体制を強化しました。あわせて「日本郵政株式／グループ株式ファンド」等、マーケットの旬をとらえた商品ラインアップの拡充にも取り組みました。個人ローン

業務では、住宅ローン商品における市場金利の動向を踏まえた機動的な金利設定や疾病保障保険といった付帯サービスの拡充等により、貸出残高の拡大に努めました。また、相続関連業務では、教育資金贈与信託「孫への想い」や新たに導入された結婚・子育て支援信託「つなぐ想い」をはじめとする世代承継型の商品の提供、及び高い専門性と豊富な経験を有する財務コンサルタントの拡充により、世代を超えたお客さまとの取引拡大に注力しました。更に、お客さまへのタイムリーな情報提供とサービス向上を実現するべく、各種セミナーや相談会の継続的な開催にも努めました。

また、住信SBIネット銀行株式会社においては、ネット専業銀行の強みを生かした商品・サービスを強化し、主力の住宅ローン商品に加え、カードローンの販売強化等により貸出残高の拡大に取り組みました。

② ホールセール事業

ホールセール事業では、銀行、信託、不動産等の各機能を複合的に生かしたトータルソリューションの提供によって、国内外の幅広いお客さまの企業価値増大への貢献に努めました。海外市場においては、アジア地域の経済成長を取り込むべく泰国三井住友信託銀行を開業するとともに、グローバルな海外金融機関との提携も活用し、日系企業の現地法人や非日系企業との取引拡大、各種ストラクチャードファイナンスへの取り組み等、幅広い業務展開に努めました。また、マイナス金利政策を踏まえた運用商品の開発や金融法人等のお客さまへの資産運用コンサルティングを通じた新規取引の推進を強化するとともに、企業オーナーのお客さまへの資産管理をはじめとするご提案、運用ファンドへのファイナンス機能のご提供等に取り組みました。引き続き、金融円滑化に向けた取り組みにも適切に対応しました。

③ 証券代行事業

証券代行事業では、業界最大規模の受託基盤に基づく豊富な情報とノウハウを生かし、法人のお客さまにおけるコーポレートガバナンス・コードやESG（環境・社会・企業統治）等へのご対応に役立つコンサルティングに積極的に取り組むとともに、ホールセール事業等と連携し新規上場を目指すお客さまへの事務代行の強化に注力しました。また、議決権行使動向の情報提供や株主総会実務のサポート、投資家や株主向けの広報活動等の更なるサービス向上に努めるとともに、業務効率化によるコスト削減や事務品質向上にも取り組みました。

④ 不動産事業

不動産事業では、当社グループ各社における顧客担当部署との連携やお客さまのニーズへの提案力の強化を通じ、法人・個人それぞれのお客さまとの仲介取引の拡充に注力しました。また、建築及び投資等の各種コンサルティングを通じた情報獲得量の拡大を進めるとともに、外部提携先との協働を通じた国内外の不動産ネットワークを拡充し、新たな顧客基盤の獲得やグローバル化の推進に努めました。不動産証券化信託業務については、残高の拡大と業務効率化によるコスト削減に取り組みました。

⑤ 受託事業

受託事業のうち、年金関連業務では、厚生年金基金の後継制度の提案など、制度、運用の両面にわたる独自性ある情報提供力や提案力の発揮に努めました。また、質の高い運営管理サービスを提供することにより、既存のお客さまとの取引の更なる深耕

に加え、新規のお客さまとの取引開拓に注力しました。資産運用・管理業務では、新たな運用商品の開発による商品ラインアップの強化や、運用パフォーマンスの向上に努めるとともに、お客さまのニーズに沿ったオーダーメイド型の運用スキームの提案や資産管理サービスの提供にも取り組みました。更に、国内外の金融機関との提携の拡大や、海外関係会社を通じた資産運用・管理サービスのグローバル展開の基盤強化に取り組みました。

また、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社では、お客さまの満足度向上に向けたサービス拡充の取り組みを進めたほか、マイナス金利政策導入に伴う対応や、業務効率化を通じたコスト削減による競争力の強化に努めました。

⑥　マーケット事業

マーケット事業では、金融市場が混乱する中、マクロ的な経済環境判断に基づく機動的なリスクコントロールによって、収益の安定的な確保に努めました。また、外貨調達の拡大と多様化を図るとともに、海外におけるデリバティブ取引の強化にも対応しました。あわせて、金利、為替等のリスクに対応する取扱商品や運用商品の充実と、お客さまへの提案力の強化に努めました。

・当社グループにおけるリース事業及び金融関連事業の概況は次のとおりです。

＜リース事業＞

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社は、国内外の三井住友信託銀行株式会社のお客さまへの提案活動を強化するとともに、販売金融分野での取り組み等により、リースの取引高の拡大に努めました。また、北米における輸送用の貨車リースに係る合弁事業への出資や国内リース会社の買収など、M&A・業務提携を通じた事業拡大にも取り組みました。

＜金融関連事業＞

日興アセットマネジメント株式会社は、「グローバル・ロボティクス株式ファンド」等の個人のお客さま向けの新商品の開発と提供に注力し、運用資産残高の拡大に努めました。また、公的年金や金融法人等の機関投資家に対する営業力の強化、海外市場における顧客基盤強化に取り組みました。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、三井住友信託銀行株式会社のリテール事業との連携を一段と強化しつつ、証券会社や地域金融機関等の販売会社に対し、「コアラップ」などの投資信託商品を提供するとともに、お客さま向けセミナーや販売担当者向け研修等の販売サポートの強化に取り組みました。

三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社は、不動産担保融資の拡大に向け、幅広いお客さまのニーズへの対応力の強化や機動的な金利運営に努めました。また、グループ内各社との連携強化を進めたほか、不動産業者等の外部提携先の拡大に取り組みました。

三井住友トラスト不動産株式会社は、三井住友信託銀行株式会社との連携強化や外部提携先の拡充により情報量の増加に努めました。また、個人のお客さまを中心とした住宅仲介の伸長に向けてテレビ広告等による認知度向上を図るとともに、法人のお客さまへの対応態勢の強化にも取り組みました。

三井住友トラストクラブ株式会社は、平成27年12月に三井住友信託銀行株式会社が全株式を取得して子会社化し、現在の商号に変更いたしました。ダイナースブランドをはじめとしたクレジットカード業務の

展開とともに、三井住友信託銀行株式会社とのタイアップキャンペーンにより、お客さまへのサービスの更なる向上に努めました。

三井住友トラスト・カード株式会社は、三井住友信託銀行株式会社のお客さまをはじめとした各種新規会員獲得に取り組んだほか、会員優遇制度の活用による既存会員の利用率の増加や、採算改善に努めました。

（財務基盤強化に向けた取り組み）

当社グループでは、財務基盤の更なる強化に向けた取り組みを進めており、与信管理について引き続き厳格な運営を徹底し、当期においても、新たな不良債権の発生抑制に努めました。

また、保有株式残高の圧縮についても計画的な取り組みを進め、当期末の取得原価ベースの国内上場株式残高は、当社グループ全体で前期末比137億円減少し6,945億円となりました。

（コーポレートガバナンス強化の取り組み）

当社は、昨年６月から東京証券取引所において適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、当社グループの取組方針として「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しました。

同基本方針においては、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会における社外取締役の占める割合を原則３分の１以上とすることを定めており、昨年６月の定時株主総会において取締役９名のうち３名を社外取締役としました。更に当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、「指名・報酬委員会」及び「監査委員会」を昨年６月に設置しました。両委員会とも、社外取締役が委員の過半数を占め、委員長には社外取締役が就任しています。これにより、役員の指名、報酬及び内部監査に関する重要事項の決定に際し、更なる経営の透明性とプロセスの適正性の確保に取り組んでいます。

（CSR活動の状況）

当社グループでは、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすべく、CSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ＝企業の社会的責任）活動を継続的に推進しております。当期は、環境・社会配慮に関する国際的な民間ガイドラインである赤道原則に署名し、プロジェクト・ファイナンス等に係る環境・社会リスクへの対応を強化するとともに、当社グループの中長期的な企業価値に影響を与えるマテリアリティ（重要課題）マップの制定や、よりよい情報開示に向けたテーマに取り組みました。また、お客さまに充実した老後を送るための「備え」について学んでいただく「シルバーカレッジ」の開催や、高齢社会の課題を解決するための新しい学問である「老年学」（ジェロントロジー）に関するテーマにも取り組みました。

**【事業の成果】**

（当連結会計年度の業績）

当連結会計年度の実質業務純益は、三井住友信託銀行株式会社において資金関連利益が減少する一方、投信運用子会社及び不動産仲介子会社を中心とした手数料関連利益の増加により、前年度比15億円増益の3,183億円となりました。

経常利益は、株式等関係損益が改善する一方、三井住友信託銀行株式会社において前年度に計上した貸倒引当金戻入益の解消等による与信関係費用の悪化を主因に、前年度比144億円減益の2,780億円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に計上した三井住友信託銀行株式会社におけるシステム統合に係る特別損失の解消等を主因に、前年度比72億円増益の1,669億円となりました。

（セグメントの状況）

当連結会計年度における事業の種類別セグメントごとの経常利益及び内部取引消去前の経常利益に占める割合は、銀行信託事業が2,752億円（81.5%）、リース事業が78億円（2.3%）、金融関連事業については547億円（16.2%）となりました。

**実質業務純益**

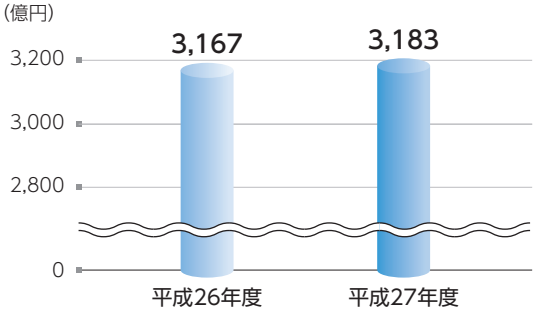


**経常利益**

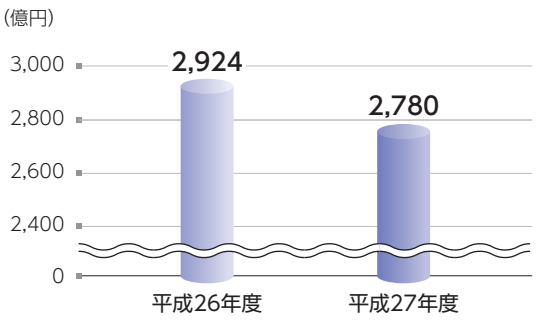


**親会社株主に帰属する当期純利益**

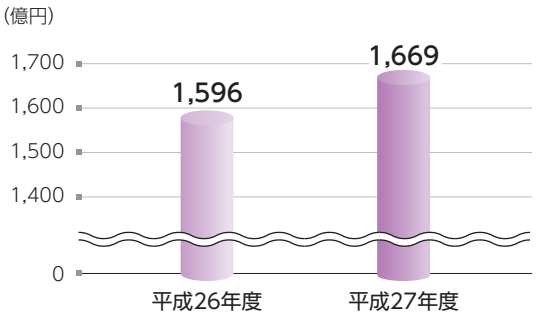

（資産負債の状況）
当連結会計年度の連結総資産は、前年度末比11兆9,939億円増加し58兆2,299億円、連結純資産は、同124億円減少し２兆7,045億円となりました。
主な勘定残高といたしましては、現金預け金は、同９兆3,937億円増加し19兆9,245億円、貸出金は、同１兆9,757億円増加し27兆5,258億円、有価証券は、同1,128億円増加し４兆9,262億円、また、預金は、同１兆6,222億円増加し26兆7,019億円となりました。
なお、合算信託財産額は前年度末比12兆8,317億円増加し236兆7,573億円となっております。

**【対処すべき課題】**
当社グループは、お客さまと社会にとって欠くことのできない金融機関「The Trust Bank」としての確固たる地位の確立に向けて、独自の付加価値を発揮する新たなビジネスモデルの構築と、持続的成長力の強化を推進する観点から、以下の重要テーマに取り組んでまいります。

（既存業務の収益力強化とグループ独自の事業モデル構築）
既存業務においては、顧客満足度の更なる向上と業績伸長を継続的に実現するべく、銀行・信託・不動産業務等を一体で展開する事業モデルを活かし、営業力の質・量の両面での強化や、商品・サービスの品質の高度化などに、各事業・グループ各社が緊密に連携して取り組んでまいります。あわせて、新たな収益基盤の拡大の観点から、資産形成段階の個人のお客さまや、中堅・中小企業の法人のお客さまとの取引の拡充に向けて、ライフステージ等の場面に応じた独自の付加価値サービスの提供や、資産運用・管理業務の強化に

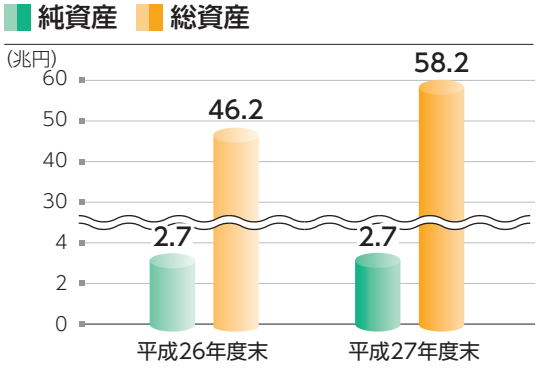


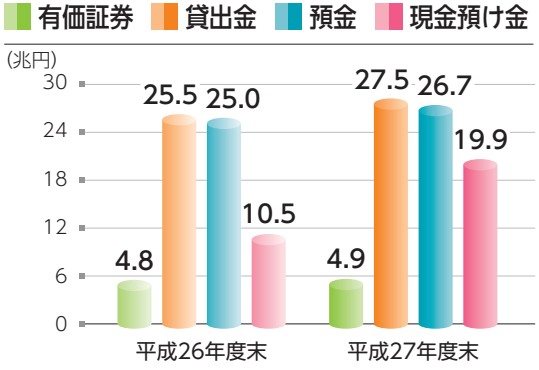


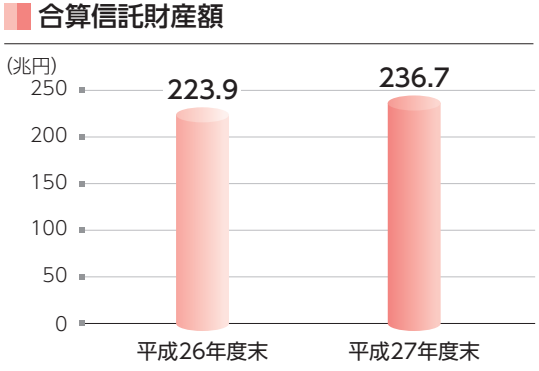

取り組むほか、地域金融機関や外資系金融機関との提携を強化することにより、当社グループの付加価値サービスを、より幅広いお客さまへ提供できるよう努めてまいります。

（戦略的経営資源配分と合理化推進による効率経営の両立）

人員については、収益拡大が期待できる成長分野に重点的に配置するとともに、新たな付加価値サービスの提供を可能とする戦略分野への配置を推進します。とりわけ、新規業務・既存業務の両面におけるフィービジネスの強化と基礎収益力の向上に資する分野にも効果的に配置することで、経営資源の最適配分を追求してまいります。

また、継続的な経費率の改善に向けて、各種固定費の見直し等を通じた経費削減や業務効率化、採算性の向上に向けた各種活動を強化し、グループ全体での効率経営に向けた取り組みを、引き続き強化してまいります。

（財務基盤の強化及びリスク管理・コンプライアンス態勢の高度化）

バーゼルⅢ等、国際的な金融規制強化の趨勢を踏まえ、早期に財務基盤の強化・拡充を図るべく、保有株式の計画的な削減を着実に実行するとともに、マイナス金利政策の導入等を踏まえた受与信業務の収益力向上に取り組むなど、資本と資金の有効活用を通じ、採算性と効率性の向上を追求してまいります。また、海外ビジネスの拡大に合わせた外貨調達力の強化や与信ポートフォリオの変革に取り組んでまいります。

リスク管理面では、金融市場の変調に対する予兆管理の強化に努めるとともに、海外拠点における現地規制を含む国際的な金融規制に対する的確な対応やコーポレートガバナンスの基礎となる各種基盤の継続的な高度化に努めてまいります。

あわせて、コンプライアンス面では、信頼を重んじる金融機関として、情報管理の徹底や、反社会的勢力との取引排除、顧客保護等管理の強化に取り組むとともに、グローバルに展開する業務への対応態勢の強化に努めてまいります。

（連結収益の拡大）

グループ関係会社各社においても、既存業務の強化と、三井住友信託銀行株式会社をはじめとしたグループ各社間の連携による、顧客基盤の活性化や新たな成長分野の発掘、グループ全体でのソリューション提供力の強化などに取り組み、連結収益の拡大と効率性の向上による経費削減に努めてまいります。

最後になりましたが、わが国においては、各種金融政策等による緩やかな経済環境の回復が継続している一方で、短期的には海外経済の変調やマイナス金利政策の導入等の影響、中長期的には少子高齢化の進展による経済構造の変化や経済のグローバル化・一体化による新たなリスクの増加など、お客さまが抱えておられる資産についての課題やニーズはますます高度化・複雑化する傾向にあり、これに伴って当社グループが果たすべき役割も一層拡大していると認識しております。

当社グループは、「信託銀行グループらしい」「三井住友トラスト・グループならでは」の高い専門性と総合力を駆使したトータルソリューションの提供を通じ、お客さまのニーズに迅速・的確にお応えするとともに、法令等遵守態勢の継続的な高度化に努め、一層の社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | 11,157 | 11,875 | 12,035 | 11,989 |
| 経常利益 | 2,550 | 2,580 | 2,924 | 2,780 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,337 | 1,376 | 1,596 | 1,669 |
| 包括利益 | 2,796 | 2,397 | 4,993 | 593 |
| 純資産額 | 23,304 | 24,410 | 27,169 | 27,045 |
| 総資産 | 377,040 | 418,894 | 462,359 | 582,299 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 573 | 345 | 599 | 599 |
| 受取配当額 | 519 | 295 | 556 | 547 |
| 銀行業を営む子会社 | 518 | 294 | 556 | 547 |
| その他の子会社 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期純利益 | 百万円 46,089 | 百万円 24,431 | 百万円 51,173 | 百万円 50,503 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 銭 10 04 | 円 銭 5 13 | 円 銭 12 54 | 円 銭 13 11 |
| 総資産 | 17,081 | 17,559 | 16,540 | 18,241 |
| 銀行業を営む子会社株式等 | 16,385 | 16,310 | 15,220 | 15,220 |
| その他の子会社株式等 | 131 | 94 | 86 | 86 |

(注) 1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号) に従って算定しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

| | 当年度末 | | | 前年度末 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 銀行信託事業 | リース事業 | 金融関連事業 | 銀行信託事業 | リース事業 | 金融関連事業 |
| 使用人数 | 14,339人 | 837人 | 3,092人 | 14,404人 | 834人 | 2,218人 |

(注) 1. 使用人数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員を含んでおりません。
2. 使用人には、取締役を兼務していない執行役員を含んでおります。
3. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の使用人数を記載しております。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行信託事業（三井住友信託銀行株式会社）

・主要な営業所及び営業所数

国内：本店営業部（東京都）、大阪本店営業部、名古屋営業部、神戸支店、横浜駅西口支店、千葉支店、京都支店、ほか計149店
（前年度末　146店）

海外：ニューヨーク支店、ロンドン支店、シンガポール支店、香港支店、上海支店
（前年度末　5店）

(注) 1. 営業所数には、出張所を含んでおります。
2. 上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を４ヵ所（前年度末５ヵ所）設置しております。

ロ　銀行信託事業（主要な子会社及び子法人等）

| 主要な会社名 | 主要な営業所 |
|---|---|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 本社（東京都） |
| 三井住友トラスト保証株式会社 | 本社（東京都）、大阪支店 |

ハ　銀行信託事業（三井住友信託銀行株式会社を所属銀行とする銀行代理業者の一覧）

| 名称 | 主たる営業所の所在地 | 銀行代理業以外の主要業務 |
|---|---|---|
| 住信SBIネット銀行株式会社 | 東京都港区 | 銀行業務 |

ニ　リース事業

| 主要な会社名 | 主要な営業所 |
|---|---|
| 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 | 本社（東京都）、大阪支店 |

ホ　金融関連事業

| 主要な会社名 | 主要な営業所 |
|---|---|
| 日興アセットマネジメント株式会社 | 本社（東京都） |
| 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 | 本社（東京都） |
| 三井住友トラスト不動産株式会社 | 本社（東京都） |
| 三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社 | 本店（東京都）、大阪支店 |
| 株式会社三井住友トラスト基礎研究所 | 本社（東京都） |

## （5）企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

| 事業セグメント | 金　額 |
|---|---|
| 銀行信託事業 | 68,391 |
| リース事業 | 914 |
| 金融関連事業 | 2,361 |
| 合計 | 71,667 |

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　投資額は、無形固定資産に係る投資額を含めて記載しております。
3.　当社並びに連結される子会社及び子法人等の設備投資の総額を記載しております。

ロ　重要な設備の新設等

(新設・改修等)

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 会社名 | 内容 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 銀行信託事業 | 三井住友信託銀行株式会社 | 池袋支店移転 | 364 |
| | | あべの支店移転 | 73 |
| | | 東京中央支店移転 | 368 |
| | | 自由が丘支店開設 | 421 |
| | | 福岡天神支店移転 | 633 |
| | | 小金井支店開設 | 440 |
| | | 千里中央支店移転 | 424 |
| | | 星ヶ丘支店開設 | 465 |
| | | 京都四条支店移転 | 526 |
| | | 八王子駅前支店移転 | 531 |
| | | ニューヨーク支店移転 | 1,249 |
| | | 藤沢中央支店移転 | 346 |
| | | 難波中央支店移転 | 175 |
| | | 金沢支店移転 | 230 |
| | | 熊本中央支店移転 | 148 |
| | | 静岡支店移転 | 241 |
| | | ソフトウエアへの投資 | 41,763 |
| | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | ソフトウエアへの投資 | 6,271 |
| | 三井住友トラスト総合サービス株式会社 | 銀行社員寮建替 | 1,652 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(処分・除却等)

| 事業セグメント | 会社名 | 内容 |
|---|---|---|
| 銀行信託事業 | 三井住友信託銀行株式会社 | 池袋支店(旧店舗) |
| | | コンサルプラザ千歳烏山 |
| | | コンサルプラザ大船 |
| | | コンサルプラザ新浦安 |
| | | コンサルプラザふじみ野 |
| | | 岡山中央支店(旧店舗) |
| | | 東京中央支店(旧店舗) |
| | | コンサルプラザ自由が丘 |
| | | あべの支店(旧店舗) |
| | | 千里中央支店(旧店舗) |
| | | 福岡天神支店(旧店舗) |
| | | 八王子駅前支店(旧店舗) |
| | | ニューヨーク支店(旧店舗) |
| | | 京都四条支店(旧店舗) |
| | | 藤沢中央支店(旧店舗) |
| | | 難波中央支店(旧店舗) |
| | | バンコク駐在員事務所 |

### (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ありません。

ロ　子会社等の状況

(連結される子会社及び子法人等)

| 会　社　名 | 所　在　地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金(百万円) | 当社議決権比率(%) | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区 | 信託業務<br>銀行業務 | 大正14年7月28日 | 342,037 | 100.00 | — |
| 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 | 東京都港区 | 投資運用業務<br>投資助言・代理業務 | 昭和61年11月1日 | 300 | 100.00 | — |
| 株式会社三井住友トラスト基礎研究所 | 東京都港区 | 調査研究業務<br>コンサルティング業務<br>投資助言業務 | 昭和63年7月1日 | 300 | 100.00 | — |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 銀行業務<br>信託業務 | 平成12年6月20日 | 51,000 | 66.66 | — |
| エムティーエイチプリファードキャピタル5（ケイマン）リミテッド[MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited] | ケイマン諸島グランドケイマン | 金融業務 | 平成19年2月8日 | 33,700 | 100.00 | — |
| シーエムティーエイチプリファードキャピタル6（ケイマン）リミテッド[CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited] | ケイマン諸島グランドケイマン | 金融業務 | 平成20年1月29日 | 42,700 | 100.00 | — |
| シーエムティーエイチプリファードキャピタル7（ケイマン）リミテッド[CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited] | ケイマン諸島グランドケイマン | 金融業務 | 平成20年11月28日 | 41,600 | 100.00 | — |

| 会　社　名 | 所　在　地 | 主要業務内容 | 設立<br>年月日 | 資本金<br>(百万円) | 当社議決権<br>比率(%) | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本証券代行株式会社 | 東京都中央区 | 証券代行業務 | 昭和25年<br>9月13日 | 500 | 85.10<br>(85.10) | — |
| 日興アセットマネジメント株式会社 | 東京都港区 | 投資運用業務<br>投資助言業務 | 昭和34年<br>12月1日 | 17,363 | 91.67<br>(91.67) | — |
| 東京証券代行株式会社 | 東京都千代田区 | 証券代行業務 | 昭和37年<br>11月1日 | 50 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 | 東京都港区 | 総合リース業務<br>割賦販売業務<br>クレジットカード業務 | 昭和42年<br>2月27日 | 25,584 | 84.89<br>(84.89) | — |
| 三井住友トラストクラブ株式会社 | 東京都中央区 | クレジットカード業務 | 昭和52年<br>4月4日 | 100 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 住信保証株式会社 | 東京都港区 | 信用保証業務 | 昭和52年<br>8月25日 | 300 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラスト保証株式会社 | 東京都港区 | 信用保証業務 | 昭和53年<br>7月10日 | 301 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラスト・カード株式会社 | 東京都港区 | クレジットカード業務 | 昭和58年<br>6月24日 | 100 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラスト不動産株式会社 | 東京都千代田区 | 不動産仲介業務 | 昭和61年<br>1月24日 | 300 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラスト総合サービス株式会社 | 東京都港区 | 不動産の賃貸・管理業務 | 昭和63年<br>4月2日 | 100 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ株式会社 | 東京都千代田区 | コンサルティング業務 | 平成元年<br>11月6日 | 155 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社 | 東京都港区 | 金銭の貸付業務 | 平成4年<br>1月22日 | 6,000 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 | 東京都港区 | 有価証券投資業務 | 平成12年<br>3月22日 | 100 | 100.00<br>(100.00) | — |
| トップリート・アセットマネジメント株式会社 | 東京都中央区 | 投資法人資産運用業務 | 平成16年<br>10月22日 | 300 | 69.00<br>(69.00) | — |
| 三井住友トラスト不動産投資顧問株式会社 | 東京都千代田区 | 投資運用業務<br>投資助言業務 | 平成17年<br>11月7日 | 300 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友信託（香港）有限公司<br>[Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited] | 中華人民共和国<br>香港特別行政区 | 証券業務 | 昭和53年<br>7月4日 | 5,068<br>[4,500万米ドル] | 100.00<br>(100.00) | — |

| 会　社　名 | 所　在　地 | 主要業務内容 | 設立<br>年月日 | 資本金<br>(百万円) | 当社議決権<br>比率(%) | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ルクセンブルグ三井住友信託銀行<br>[Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A.] | ルクセンブルグ大公国ホワルド | 銀行業務<br>証券業務<br>信託業務 | 昭和60年<br>4月22日 | 3,378<br>[3,000万米ドル] | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラストＵＫ<br>[Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited] | 英国ロンドン市 | 信託業務 | 昭和61年<br>3月6日 | 288<br>[178万英ポンド] | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラスト・インターナショナル<br>[Sumitomo Mitsui Trust International Limited] | 英国ロンドン市 | 証券業務 | 昭和61年<br>7月2日 | 3,234<br>[2,000万英ポンド] | 100.00<br>(100.00) | — |
| 米国三井住友信託銀行<br>[Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited] | アメリカ合衆国<br>ニュージャージー州<br>ホーボーケン市 | 銀行業務<br>信託業務 | 平成14年<br>5月20日 | 6,307<br>[5,600万米ドル] | 100.00<br>(100.00) | — |
| 三井住友トラスト・アイルランド<br>[Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited] | アイルランド共和国<br>ダブリン市 | 信託業務 | 平成16年<br>6月1日 | 9,680<br>[7,587万ユーロ] | 100.00<br>(100.00) | — |
| エスティビープリファードキャピタル3（ケイマン）リミテッド<br>[STB Preferred Capital 3 (Cayman) Limited] | ケイマン諸島<br>グランドケイマン | 金融業務 | 平成19年<br>2月14日 | 51,500 | 100.00<br>(100.00) | — |
| エスティビープリファードキャピタル4（ケイマン）リミテッド<br>[STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited] | ケイマン諸島<br>グランドケイマン | 金融業務 | 平成20年<br>5月26日 | 111,600 | 100.00<br>(100.00) | — |
| 泰国三井住友信託銀行<br>[Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited] | タイ王国バンコク市 | 銀行業務 | 平成26年<br>7月7日 | 64,000<br>[20,000百万タイバーツ] | 100.00<br>(100.00) | — |

（持分法適用の関連法人等）

| 会　社　名 | 所　在　地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金（百万円） | 当社議決権比率（%） | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 住信SBIネット銀行株式会社 | 東京都港区 | 銀行業務 | 昭和61年6月3日 | 31,000 | 50.00<br>(50.00) | — |
| 紫金信託有限責任公司 | 中華人民共和国<br>江蘇省南京市 | 信託業務 | 平成4年9月25日 | 20,856<br>[1,200百万中国元] | 19.99<br>(19.99) | — |

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 外国通貨建の資本金については、当社決算日の為替相場による円換算額を記載しております。
3. 当社議決権比率の（ ）内は、間接議決権比率を内数として表示しております。
4. 子会社の重要な業務提携の概況は以下のとおりです。

[三井住友信託銀行株式会社]

(1) 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATM等の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、並びに、ゆうちょ定時定額自動口座振替サービス「ゆうゆうパック」を行っております。
(2) 株式会社イーネットと提携し、共同ATM運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等においてATM等による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
(3) 株式会社セブン銀行と共同ATMに関する業務提携契約を締結し、ATM等による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
(4) 株式会社イオン銀行と提携し、同行とのATM等の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
(5) 平成28年3月末日現在、116の金融機関、事業会社及び財団法人と信託代理店※契約を締結し、お客さまに対して信託サービスを行っております。

※信託代理店は、信託業法に基づく信託契約代理店及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づく信託業務（併営業務）に係る代理店を総称したものです。

### (7) 主要な借入先

該当ありません。

### (8) 事業譲渡等の状況

| 事業譲渡等の日付 | 事業譲渡等の状況 |
|---|---|
| 平成27年8月4日 | 当社の連結子会社である三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト不動産株式会社、三井住友トラスト・カード株式会社、及び三井住友トラスト・システム＆サービス株式会社は、三井住友トラスト・キャピタル株式会社の株式（合計95.1%）を、Everglory Groupに譲渡しました。 |
| 平成27年12月14日 | 当社の連結子会社である三井住友信託銀行株式会社は、三井住友トラストクラブ株式会社の株式（100%）をCitibank Overseas Investment Corporationから取得しました。 |

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### （1）会社役員の状況

（年度末現在）

| 氏名 | 地位 | 担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| 常陰　均 | 取締役会長（代表取締役） | | 三井住友信託銀行株式会社取締役社長 | |
| 北村　邦太郎 | 取締役社長（代表取締役） | | 三井住友信託銀行株式会社取締役会長 | |
| 岩崎　信夫 | 取締役副社長（代表取締役） | 全般補佐 | 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長 | |
| 服部　力也 | 取締役副社長（代表取締役） | 全般補佐 | 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長 | |
| 大久保　哲夫 | 取締役専務執行役員 | 総務部統括 | 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 | |
| 越村　好晃 | 取締役常務執行役員 | 内部監査部統括 | 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 | |
| 篠原　総一 | 取締役（社外取締役） | | 京都学園大学学長 | |
| 鈴木　武 | 取締役（社外取締役） | | 株式会社アイチコーポレーション社外取締役 | |
| 荒木　幹夫 | 取締役（社外取締役） | | 一般財団法人日本経済研究所理事長、近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役、日本貨物鉄道株式会社社外監査役 | |
| 上神田　隆史 | 常任監査役（常勤） | | | |
| 杉田　光彦 | 常任監査役（常勤） | | | |
| 吉本　徹也 | 監査役（社外監査役） | | | |
| 齋藤　進一 | 監査役（社外監査役） | | ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長、シャープ株式会社社外取締役 | (注)5.を参照 |

(注) 1.　大久保哲夫氏は平成28年４月１日付で、取締役副社長（代表取締役）に就任しております。また、同日付で三井住友信託銀行株式会社の取締役副社長（代表取締役）に就任しております。なお、平成28年４月１日時点の会社役員の状況は以下のとおりです。

| 氏名 | 地位 | 担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| 常陰　均 | 取締役会長（代表取締役） | | 三井住友信託銀行株式会社取締役社長 | |
| 北村　邦太郎 | 取締役社長（代表取締役） | | 三井住友信託銀行株式会社取締役会長 | |
| 岩崎　信夫 | 取締役副社長（代表取締役） | 全般補佐 | 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長 | |

| 氏　　名 | 地　　位 | 担　　当 | 重　要　な　兼　職 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| 服　部　力　也 | 取締役副社長<br>(代表取締役) | 全般補佐 | 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長 | |
| 大久保　哲　夫 | 取締役副社長<br>(代表取締役) | 全般補佐 | 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長 | |
| 越　村　好　晃 | 取　締　役<br>常務執行役員 | 内部監査部統括 | 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 | |
| 篠　原　総　一 | 取　締　役<br>(社外取締役) | | 京都学園大学学長 | |
| 鈴　木　　武 | 取　締　役<br>(社外取締役) | | 株式会社アイチコーポレーション社外取締役 | |
| 荒　木　幹　夫 | 取　締　役<br>(社外取締役) | | 一般財団法人日本経済研究所理事長、近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役、日本貨物鉄道株式会社社外監査役 | |
| 上神田　隆　史 | 常任監査役<br>(常　　勤) | | | |
| 杉　田　光　彦 | 常任監査役<br>(常　　勤) | | | |
| 吉　本　徹　也 | 監　査　役<br>(社外監査役) | | | |
| 齋　藤　進　一 | 監　査　役<br>(社外監査役) | | ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長、シャープ株式会社社外取締役 | (注)5.を参照 |

2. 篠原総一、鈴木　武及び荒木幹夫の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
3. 吉本徹也及び齋藤進一の２氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。
4. 篠原総一、鈴木　武、荒木幹夫、吉本徹也及び齋藤進一の５氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として、それぞれ各取引所に届け出ております。
5. 齋藤進一氏は、総合商社の執行役員財務部長や大手監査法人部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

| 氏　　名 | 退　任　日 | 地位及び担当 | 重要な兼職その他 |
|---|---|---|---|
| 橋　本　　勝 | 平成27年６月26日退任 | 取　締　役<br>専務執行役員 | 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 |
| 奥　野　　順 | 平成27年６月26日退任 | 取　締　役 | |
| 向　原　　潔 | 平成27年６月26日退任 | 取　締　役 | |
| 大　塚　明　生 | 平成27年６月26日退任 | 取　締　役 | |
| 星　野　敏　雄 | 平成27年６月26日退任 | 取　締　役<br>(社外取締役) | 三井住友信託銀行株式会社社外取締役 |
| 中　西　宏　幸 | 平成27年６月26日辞任 | 監　査　役<br>(社外監査役) | 三井住友信託銀行株式会社社外監査役、<br>三井化学株式会社顧問 |
| 高　野　康　彦 | 平成27年６月26日辞任 | 監　査　役<br>(社外監査役) | 三井住友信託銀行株式会社社外監査役、<br>弁護士 |

(注) 地位及び担当と重要な兼職は退任日時点のものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区　　分 | 支 給 人 数 | 報　　酬　　等 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 14名 | 193（内、報酬以外０） |
| 監　査　役 | ６名 | 67（内、報酬以外０） |
| 計 | 20名 | 261（内、報酬以外０） |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てた年額を表示しております。
2. 取締役の支給人数には、第４期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役５名を含んでおります。監査役の支給人数には、同じく退任した監査役２名を含んでおります。
3. 報酬等の額には、取締役に対して付与されたストック・オプション（新株予約権）の割当に係る費用15百万円が含まれています。
4. 当社グループは、中核子会社である三井住友信託銀行株式会社を中心に、幅広い事業分野でビジネスを行っており、短期収益の追求よりも、中長期にわたる顧客基盤拡充により受託資産等の規模拡大を目指し、それによって収益の増大を図る経営スタイルをとっております。こういった信託銀行グループの特性を背景に、役員報酬に関しては、短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、役員の経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績評価も反映した総合的な評価をベースにした制度・体系を構築しております。
　また、当社及び三井住友信託銀行株式会社の社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、社内取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して、取締役会において決議を行っています。なお、当社及び三井住友信託銀行株式会社の監査役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して、当社あるいは三井住友信託銀行株式会社の監査役として相応しい水準を、監査役の協議によって決定しています。
5. 当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員の報酬体系や報酬テーブル、また役員個人の報酬額等は、次のとおりの手続きにより決定しております。
　① 取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬委員会において、当社及び三井住友信託銀行株式会社の役員報酬関連の諮問事項（役員報酬体系、役員報酬テーブル、その他重要事項）について検討を加えた上で、各取締役会に答申する。
　② 指名・報酬委員会の委員は、原則として社外取締役を過半数とし、委員長は委員の互選によって、原則社外取締役から選任する。
　③ 業績評価に基づく当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役（除く社外取締役）及び執行役員個人の報酬額、賞与額、株式報酬型ストック・オプション付与個数等については、社内役員で構成する業績評価会議で立案し、取締役会において決議を行う。
　なお、決定された報酬額等については、当社及び三井住友信託銀行株式会社の社外取締役及び社外監査役を対象とした説明会において、詳細の報告を実施し、客観的な立場からの意見を聴取する機会を設けており、適切な役員報酬運営に生かしています。
6. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役は月額30百万円、監査役は月額９百万円であります。また、ストック・オプション（新株予約権）に関する報酬等の額は、取締役報酬額とは別枠として、取締役に対して年額40百万円と決議されております。
7. 当社役員に対して当社及び連結子会社が支払う役員報酬等の合計は、取締役14名に対して463百万円、監査役６名に対して85百万円となる見込みです。

### (3) 責任限定契約

| 氏　名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| (社外取締役)<br>篠　原　総　一<br>鈴　木　　武<br>荒　木　幹　夫<br>(社外監査役)<br>吉　本　徹　也<br>齋　藤　進　一 | 当社は左記社外役員の各氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の規定する最低責任限度額であります。 |

(当事業年度中に退任した役員)

| 氏　名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| (社外取締役)<br>星　野　敏　雄<br>(社外監査役)<br>中　西　宏　幸<br>高　野　康　彦 | 同上 |

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

| 氏　　名 | 兼職その他の状況 |
|---|---|
| 篠　原　総　一 | 京都学園大学学長 |
| 鈴　木　　武 | 株式会社アイチコーポレーション社外取締役 |
| 荒　木　幹　夫 | 一般財団法人日本経済研究所理事長、近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役、日本貨物鉄道株式会社社外監査役 |
| 齋　藤　進　一 | ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長、シャープ株式会社社外取締役 |

(注) 社外取締役及び社外監査役が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には特別な利害関係はありません。

### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏　　名 | 在任期間 | 取締役会及び監査役会への出席状況 | 取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| 篠　原　総　一 | 2年9ヶ月 | 当事業年度に開催された16回全ての取締役会に出席しています。 | 主に国際経済学及びマクロ経済学の専門的な視点から発言を行っております。 |
| 鈴　木　　武 | 0年9ヶ月 | 取締役就任後に開催された12回全ての取締役会に出席しています。 | 主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。 |
| 荒　木　幹　夫 | 0年9ヶ月 | 取締役就任後に開催された12回全ての取締役会に出席しています。 | 主に経験豊富な経済及び金融に係る視点から発言を行っております。 |
| 吉　本　徹　也 | 2年9ヶ月 | 当事業年度に開催された16回全ての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催された19回全ての監査役会に出席しています。 | 主に経験豊富な法律家の視点から発言を行っております。 |
| 齋　藤　進　一 | 2年9ヶ月 | 当事業年度に開催された16回全ての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催された19回の監査役会のうち17回に出席しています。 | 主に経験豊富な経営者の視点、財務及び会計の専門家の視点から発言を行っております。 |

(注) 1.　在任期間は、1ヶ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
　　2.　社外役員は、定期的に代表取締役との意見交換会に出席して意見を述べております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支　給　人　数 | 当社からの報酬等 | 当社の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等の合計 | 8名 | 42 | 6 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

上記（1）から（3）の事項について、社外役員の意見はありません。

## 4. 当社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

### （1）株式数

| | | |
|---|---|---|
| 発行可能株式総数 | | 8,900,000千株 |
| （内訳） | 普通株式 | 8,500,000千株 |
| | 第１回第八種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第２回第八種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第３回第八種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第４回第八種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第１回第九種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第２回第九種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第３回第九種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第４回第九種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第１回第十種優先株式 | 200,000千株（注）3 |
| | 第２回第十種優先株式 | 200,000千株（注）3 |
| | 第３回第十種優先株式 | 200,000千株（注）3 |
| | 第４回第十種優先株式 | 200,000千株（注）3 |
| | 第１回第十一種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第２回第十一種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第３回第十一種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第４回第十一種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第１回第十二種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第２回第十二種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第３回第十二種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第４回第十二種優先株式 | 100,000千株（注）1 |
| | 第１回第十三種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第２回第十三種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第３回第十三種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第４回第十三種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第１回第十四種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第２回第十四種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第３回第十四種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第４回第十四種優先株式 | 100,000千株（注）2 |
| | 第１回第十五種優先株式 | 200,000千株（注）3 |
| | 第２回第十五種優先株式 | 200,000千株（注）3 |
| | 第３回第十五種優先株式 | 200,000千株（注）3 |
| | 第４回第十五種優先株式 | 200,000千株（注）3 |
| | 第１回第十六種優先株式 | 200,000千株（注）3 |

| | |
|---|---|
| 第２回第十六種優先株式 | 200,000千株(注)３ |
| 第３回第十六種優先株式 | 200,000千株(注)３ |
| 第４回第十六種優先株式 | 200,000千株(注)３ |

(注) 1. 第１回ないし第４回第八種優先株式、第１回ないし第４回第十一種優先株式及び第１回ないし第４回第十二種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとする。
2. 第１回ないし第４回第九種優先株式、第１回ないし第４回第十三種優先株式及び第１回ないし第４回第十四種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとする。
3. 第１回ないし第４回第十種優先株式、第１回ないし第４回第十五種優先株式及び第１回ないし第４回第十六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 発行済株式の総数 | | 3,903,486千株 |
| (内訳) | 普通株式 | 3,903,486千株 |

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 当年度末株主数

| | |
|---|---|
| | 72,001名 |
| 普通株式 | 72,001名 |

### (3) 大株主

普通株式

| 株主の氏名又は名称 | 当社への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| | (千株) | (%) |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 196,355 | 5.10 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 151,641 | 3.94 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９） | 107,642 | 2.79 |
| 上田八木短資株式会社 | 62,472 | 1.62 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 | 55,436 | 1.44 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 51,761 | 1.34 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口７） | 50,159 | 1.30 |
| THE BANK OF NEW YORK 133524 | 47,978 | 1.24 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（投信受入担保口） | 47,809 | 1.24 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 | 43,973 | 1.14 |

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（57,991,784株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社並びに当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

| | 新株予約権の割当日 | 新株予約権の個数 | 目的となる株式の種類及び数 | 発行価額（新株予約権1個当たり） | 行使価額（株式1株当たり） | 行使期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1回新株予約権 | 平成23年7月26日 | 286個 | 普通株式 286,000株 | 62,000円 | 400円 | 平成25年7月26日から平成33年7月25日 |
| 第2回新株予約権 | 平成24年7月18日 | 260個 | 普通株式 260,000株 | 34,000円 | 400円 | 平成26年7月18日から平成34年7月17日 |
| 第3回新株予約権 | 平成25年7月19日 | 398個 | 普通株式 398,000株 | 146,000円 | 519円 | 平成27年7月19日から平成35年7月18日 |
| 第4回新株予約権 | 平成26年8月1日 | 404個 | 普通株式 404,000株 | 424,000円 | 1円 | 平成26年8月31日から平成56年7月31日 |
| 第5回新株予約権 | 平成27年7月31日 | 327個 | 普通株式 327,000株 | 544,700円 | 1円 | 平成27年8月31日から平成57年7月30日 |

### （1）事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

| | 新株予約権の個数 | 目的となる株式の種類及び数 | 取締役 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 保有人数 | 個数 |
| 第1回新株予約権 | 33個 | 普通株式　33,000株 | 6名 | 33個 |
| 第2回新株予約権 | 39個 | 普通株式　39,000株 | 6名 | 39個 |
| 第3回新株予約権 | 63個 | 普通株式　63,000株 | 6名 | 63個 |
| 第4回新株予約権 | 61個 | 普通株式　61,000株 | 6名 | 61個 |
| 第5回新株予約権 | 55個 | 普通株式　55,000株 | 6名 | 55個 |

### （2）事業年度中において使用人（執行役員）等に交付した当社の新株予約権等

| | 新株予約権の個数 | 目的となる株式の種類及び数 | 使用人（執行役員） | | 子会社の会社役員及び使用人（執行役員） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 交付人数 | 個数 | 交付人数 | 個数 |
| 第5回新株予約権 | 272個 | 普通株式　272,000株 | 13名 | 74個 | 44名 | 198個 |

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|---|---|---|---|
| 有限責任　あずさ監査法人 | | 67 | ①監査役会は、会計監査人及び当社財務部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて検証した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第１項の同意をしています。<br>②当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォート・レター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務等を委託し対価を支払っております。 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　髙波博之 | | |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　小倉加奈子 | | |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　石井勝也 | | |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額で記載しております。また、非監査業務に係る報酬等の額20百万円を含んでおります。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記を含む）は726百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第１項各号に該当する事由がある場合には、監査役会の判断で会計監査人を解任するとともに、法令に基づきその旨及び解任理由を株主総会に報告します。そのほか、当社は、必要があると判断する場合には、会社法その他の法令の定める手続きに従い、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

ロ　当社の重要な子会社及び子法人等の会計監査人の状況

当社の重要な子会社及び子法人等のうち、三井住友信託（香港）有限公司、ルクセンブルグ三井住友信託銀行、三井住友トラストUK、三井住友トラスト・インターナショナル、米国三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アイルランド、泰国三井住友信託銀行は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当社の業務の適正を確保する体制について取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

### (1) コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について

・役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。

①当社グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。
②コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
③本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
④毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
⑤役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
⑥役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
⑦反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

### (2) リスク管理体制の整備について

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、次の施策を行う。

①当社グループのリスク管理に関する基本方針について定める。
②リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
③本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
④当社グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。
⑤役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

### (3) 業務執行体制の整備について

・役員及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。

①主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。

②業務の円滑かつ適切な運営を図るべく、当社組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会が定める。

③社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。

### (4) 経営の透明性確保について

・経営の透明性を確保する体制を整備するため、次の施策を行う。

①会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。

②経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

### (5) 当社グループ管理体制の整備について

・当社グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。

①当社グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。

②当社グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社がグループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。

③子会社等の業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。

④当社は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。

### (6) 情報の保存・管理体制の整備について

・役員及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するため、次の施策を行う。

①株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。

②情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

### (7) 内部監査体制の整備について

・当社グループのコンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価するための体制を整備するため、次の施策を行う。

①業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。

②当社グループの内部監査態勢整備方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。

③内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会に報告する。

### (8) 監査役監査に関する体制の整備について

・監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。

①監査役の職務を補助すべき社員

ア. 監査役の求めに応じて、監査役の職務の執行を補助するため監査役室を設置し、室長1名を含む相当数の社員を配置する。

イ. 監査役室員は監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助する業務を行う。監査役室員の人事及び処遇関係については監査役と事前に協議する。

②監査役への報告体制

ア. 取締役、執行役員及び社員は以下の事項（子会社等に係るものを含む）について監査役に報告する。

（ア）会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、法令又は定款に違反する重大な事実

（イ）コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容

（ウ）内部監査の実施状況及びその結果

（エ）業務執行の状況その他監査役が報告を求める事項

イ. 取締役、執行役員及び社員は、前項の報告をした者に対し報告したことを理由として不利益な取扱いを行わない。

③その他監査役監査の実効性確保のための体制

ア. 取締役、執行役員及び社員は、監査役の監査活動に誠実に協力する。

イ. 監査役は、取締役会、経営会議のほか、監査役が必要と認める会議に出席することができる。

ウ. 代表取締役は、定期的に及び監査役の求めに応じ、監査役と意見交換を行う。

エ. 内部監査部門は、定期的に及び監査役の求めに応じ、監査役と意見交換を行う。

オ. 監査役は、必要があると認めるときは、内部監査部門による追加監査の実施その他必要な措置を求めることができる。

カ. 取締役は、監査役の求めに応じ子会社等に当社監査役と兼職する監査役を配置するなど、監査役による当社グループ全体の監査の実効性確保のための体制を整備する。

キ. 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役の職務の執行に必要な費用について支出する。

(業務の適正を確保する体制の運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に基づき次のとおり具体的な取組みを行っております。

**(1) コンプライアンス（法令等遵守）について**

当社は、コンプライアンスや顧客保護等管理態勢を実現させるための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役会にて決議するとともに、定期的に進捗・達成状況の把握・評価を行い取締役会に報告しています。また当社は、コンプライアンス・プログラムを踏まえ、グループ関係会社のコンプライアンス・プログラム策定を指導し、その進捗・達成状況を把握・評価しています。

**(2) リスク管理について**

当社は、グループのリスク管理に関する基本方針に基づきリスク管理計画を策定し、取締役会にて決議するとともに、定期的に進捗・達成状況の把握・評価を行い、取締役会に報告しています。リスク管理部署は、所管するリスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減のリスク管理プロセスの整備又は運営を行い、フロント部署等への牽制機能を発揮するため、リスクの状況及びリスク管理活動をモニタリングしています。

**(3) 業務執行について**

社長、もしくは他の取締役や執行役員等は、職務の執行状況を定期的に取締役会に報告するとともに、必要に応じて取締役会の決議事項の執行経過とその結果について取締役会に報告しています。また、法令改正による規程類の改定・廃止については、コンプライアンス統括部が法令改正情報を定期的に各業務所管部へ提供し、法令改正内容に応じた規程類の制定・改廃を行っています。

**(4) 経営の透明性確保について**

財務報告に係る内部統制の評価結果を定期的に取締役会に報告しています。また、金融商品取引法や証券取引所の定める有価証券上場規程、及び社内の規程類の定めに則って、適切に情報開示を実施しています。

**(5) 当社グループ管理について**

当社グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理について、コンプライアンス統括部及びリスク統括部がそれぞれ、グループ全体の方針に沿うべく子会社等の計画策定を指導するとともに、グループ全体の管理・運営状況をモニタリングし、必要に応じ適切な監督・指導を実施しています。また、経営企画部は、子会社等から毎月の取締役会議事録の提出や定期的に業務執行状況の報告を受け、適切に指導・管理・監督を行っています。

### (6) 情報の保存・管理について

株主総会、取締役会及び経営会議について、それぞれ議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存しています。また、情報セキュリティリスク管理に関する具体的な実施計画を、取締役会にて決議し、情報関連事故の発生状況、情報セキュリティリスク管理における課題と対応策等を、定期的に取締役会に報告しています。

### (7) 内部監査について

当社が定めるグループの内部監査態勢整備方針を踏まえ、内部監査計画を策定し、監査委員会への諮問を経て取締役会にて決議し、内部監査の結果等、及び内部監査計画の進捗状況・達成状況について定期的に取締役会に報告しています。

### (8) 監査役監査について

監査役は取締役会のほか、経営会議等監査役が必要と認める重要な会議への出席に加え、社長及び他の役員とのヒアリングや意見交換を実施しているほか、内部監査結果やコンプライアンス・ホットラインの通報内容等の報告を定期的に受け、監査が実効的に行われるために必要となる情報を適切に得ています。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

### (1) 特定完全子会社の名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

### (2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

1,488,026百万円

### (3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

1,824,180百万円

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12. その他

会社法第459条第１項の規定に基づく定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、資本政策の機動性を確保するために、会社法第459条第１項第１号に規定される自己の株式の取得については、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

かかる自己の株式の取得については、当社の株主還元方針に基づき自己資本の状況等を総合的に判断した上で適切に対応してまいります。

# 連結貸借対照表 (平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 19,924,523 | 預金 | 26,701,948 |
| コールローン及び買入手形 | 705,252 | 譲渡性預金 | 7,130,632 |
| 買現先勘定 | 110,377 | コールマネー及び売渡手形 | 38,968 |
| 債券貸借取引支払保証金 | 326,457 | 売現先勘定 | 653,456 |
| 買入金銭債権 | 889,445 | 特定取引負債 | 451,751 |
| 特定取引資産 | 614,290 | 借用金 | 2,580,524 |
| 金銭の信託 | 1,749 | 外国為替 | 259 |
| 有価証券 | 4,926,236 | 短期社債 | 1,253,207 |
| 貸出金 | 27,525,862 | 社債 | 1,076,118 |
| 外国為替 | 17,223 | 信託勘定借 | 13,694,600 |
| リース債権及びリース投資資産 | 608,433 | その他負債 | 1,253,630 |
| その他資産 | 1,622,859 | 賞与引当金 | 16,321 |
| 有形固定資産 | 226,824 | 役員賞与引当金 | 255 |
| 建物 | 74,417 | 退職給付に係る負債 | 13,937 |
| 土地 | 127,424 | ポイント引当金 | 17,711 |
| リース資産 | 3,437 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 3,676 |
| 建設仮勘定 | 1,877 | 偶発損失引当金 | 7,642 |
| その他の有形固定資産 | 19,667 | 繰延税金負債 | 123,927 |
| 無形固定資産 | 202,163 | 再評価に係る繰延税金負債 | 3,126 |
| ソフトウエア | 91,241 | 支払承諾 | 503,742 |
| のれん | 100,019 | 負債の部合計 | 55,525,436 |
| リース資産 | 212 | (純資産の部) | |
| その他の無形固定資産 | 10,689 | 資本金 | 261,608 |
| 退職給付に係る資産 | 91,404 | 資本剰余金 | 645,106 |
| 繰延税金資産 | 23,952 | 利益剰余金 | 1,087,195 |
| 支払承諾見返 | 503,742 | 自己株式 | △27,097 |
| 貸倒引当金 | △90,851 | 株主資本合計 | 1,966,813 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 467,517 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △13,169 |
| | | 土地再評価差額金 | △5,819 |
| | | 為替換算調整勘定 | 2,800 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △41,168 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 410,160 |
| | | 新株予約権 | 421 |
| | | 非支配株主持分 | 327,116 |
| | | 純資産の部合計 | 2,704,511 |
| 資産の部合計 | 58,229,948 | 負債及び純資産の部合計 | 58,229,948 |

# 連結損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 経常収益 | | 1,198,904 |
| 信託報酬 | 105,537 | |
| 資金運用収益 | 372,076 | |
| 貸出金利息 | 259,957 | |
| 有価証券利息配当金 | 86,544 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 857 | |
| 買現先利息 | 925 | |
| 債券貸借取引受入利息 | 18 | |
| 預け金利息 | 18,610 | |
| その他の受入利息 | 5,161 | |
| 役務取引等収益 | 356,247 | |
| 特定取引収益 | 15,964 | |
| その他業務収益 | 286,009 | |
| その他経常収益 | 63,068 | |
| 償却債権取立益 | 2,795 | |
| その他の経常収益 | 60,273 | |
| 経常費用 | | 920,842 |
| 資金調達費用 | 141,131 | |
| 預金利息 | 61,617 | |
| 譲渡性預金利息 | 16,575 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 1,234 | |
| 売現先利息 | 4,403 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 7 | |
| 借用金利息 | 9,143 | |
| 短期社債利息 | 2,810 | |
| 社債利息 | 15,788 | |
| その他の支払利息 | 29,550 | |
| 役務取引等費用 | 80,428 | |
| 特定取引費用 | 428 | |
| その他業務費用 | 216,036 | |
| 営業経費 | 405,078 | |
| その他経常費用 | 77,739 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 19,195 | |
| その他の経常費用 | 58,544 | |
| 経常利益 | | 278,061 |

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 特別利益 | | 2,720 |
| 固定資産処分益 | 1,846 | |
| 負ののれん発生益 | 874 | |
| 特別損失 | | 7,645 |
| 固定資産処分損 | 3,565 | |
| 減損損失 | 4,080 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 273,136 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 72,470 | |
| 法人税等調整額 | 21,515 | |
| 法人税等合計 | | 93,986 |
| 当期純利益 | | 179,150 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 12,240 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 166,909 |

# 連結株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 261,608 | 645,261 | 970,373 | △17,057 | 1,860,185 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △50,105 | | △50,105 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 166,909 | | 166,909 |
| 自己株式の取得 | | | | △10,069 | △10,069 |
| 自己株式の処分 | | 0 | | 29 | 29 |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | △155 | | | △155 |
| 連結子会社株式の売却による持分の増減 | | | △25 | | △25 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 43 | | 43 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | △154 | 116,822 | △10,040 | 106,627 |
| 当期末残高 | 261,608 | 645,106 | 1,087,195 | △27,097 | 1,966,813 |

（単位：百万円）

| | その他の包括利益累計額 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |
| 当期首残高 | 505,448 | △20,605 | △5,951 | 14,953 | 35,793 | 529,638 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | | | | | |
| 連結子会社株式の売却による持分の増減 | | | | | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △37,930 | 7,435 | 131 | △12,153 | △76,961 | △119,478 |
| 当期変動額合計 | △37,930 | 7,435 | 131 | △12,153 | △76,961 | △119,478 |
| 当期末残高 | 467,517 | △13,169 | △5,819 | 2,800 | △41,168 | 410,160 |

（単位：百万円）

| | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| 当期首残高 | 246 | 326,902 | 2,716,973 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △50,105 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 166,909 |
| 自己株式の取得 | | | △10,069 |
| 自己株式の処分 | | | 29 |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | | △155 |
| 連結子会社株式の売却による持分の増減 | | | △25 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 43 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 175 | 213 | △119,089 |
| 当期変動額合計 | 175 | 213 | △12,461 |
| 当期末残高 | 421 | 327,116 | 2,704,511 |

# 第５期末（平成28年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 82,563 | 流動負債 | 2,562 |
| 現金及び預金 | 1,205 | 未払費用 | 2,010 |
| 有価証券 | 69,000 | 未払法人税等 | 7 |
| 前払費用 | 6 | 前受収益 | 251 |
| 未収還付法人税等 | 11,187 | 賞与引当金 | 66 |
| その他 | 1,164 | その他 | 226 |
| 固定資産 | 1,741,389 | 固定負債 | 328,036 |
| 有形固定資産 | 0 | 社債 | 328,000 |
| 工具、器具及び備品 | 0 | その他 | 36 |
| 無形固定資産 | 1 | 負債合計 | 330,598 |
| ソフトウエア | 1 | （純資産の部） | |
| 投資その他の資産 | 1,741,388 | 株主資本 | 1,493,160 |
| 投資有価証券 | 652 | 資本金 | 261,608 |
| 関係会社株式 | 1,530,642 | 資本剰余金 | 1,041,474 |
| 関係会社長期貸付金 | 210,000 | 資本準備金 | 702,933 |
| その他 | 94 | その他資本剰余金 | 338,540 |
| 繰延資産 | 227 | 利益剰余金 | 217,175 |
| 株式交付費 | 227 | その他利益剰余金 | 217,175 |
| | | 繰越利益剰余金 | 217,175 |
| | | 自己株式 | △27,097 |
| | | 新株予約権 | 421 |
| | | 純資産合計 | 1,493,582 |
| 資産合計 | 1,824,180 | 負債・純資産合計 | 1,824,180 |

# 第５期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 営業収益 | | 59,926 |
| 関係会社受取配当金 | 54,778 | |
| 関係会社受入手数料 | 5,148 | |
| 営業費用 | | 2,315 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,315 | |
| 営業利益 | | 57,611 |
| 営業外収益 | | 2,615 |
| 受取利息 | 2,280 | |
| 有価証券利息 | 34 | |
| 受取手数料 | 224 | |
| その他 | 76 | |
| 営業外費用 | | 9,722 |
| 社債利息 | 7,023 | |
| 株式交付費償却 | 1,365 | |
| 社債発行費 | 1,116 | |
| その他 | 216 | |
| 経常利益 | | 50,504 |
| 税引前当期純利益 | | 50,504 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1 | |
| 法人税等合計 | | 1 |
| 当期純利益 | | 50,503 |

# 第５期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 261,608 | 702,933 | 338,539 | 1,041,473 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | 0 | 0 |
| 当期末残高 | 261,608 | 702,933 | 338,540 | 1,041,474 |

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | 216,777 | 216,777 | △17,057 | 1,502,802 | 246 | 1,503,048 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | △50,105 | △50,105 | | △50,105 | | △50,105 |
| 当期純利益 | 50,503 | 50,503 | | 50,503 | | 50,503 |
| 自己株式の取得 | | | △10,069 | △10,069 | | △10,069 |
| 自己株式の処分 | | | 29 | 29 | | 29 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | 175 | 175 |
| 当期変動額合計 | 397 | 397 | △10,040 | △9,642 | 175 | △9,466 |
| 当期末残高 | 217,175 | 217,175 | △27,097 | 1,493,160 | 421 | 1,493,582 |

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取　　締　　役　　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 髙　波　博　之　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小　倉　加奈子　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石　井　勝　也　㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 髙　波　博　之　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小　倉　加奈子　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石　井　勝　也　㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会監査報告書　謄本

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び関係部門の取締役等から事業の報告を受け、本支店の実地調査を行いました。

②　事業報告に記載されている業務の適正を確保する体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）上神田　隆　史　㊞　　常任監査役（常勤）杉　田　光　彦　㊞

監査役　吉　本　徹　也　㊞　　監査役　齋　藤　進　一　㊞

(注) 監査役吉本徹也及び監査役齋藤進一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、業績に応じた株主利益還元策を実施することとして、普通株式配当につき、連結配当性向30％程度を目処とする当期における配当方針に基づき、期末配当を次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通株式　　１株につき　６円50銭　　総額 24,995,715,056円
なお、平成27年12月にお支払いいたしました中間配当金（１株につき６円50銭）を含め、この１年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は１株につき13円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月30日

## 第２号議案　株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、本年10月１日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。これにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持するため、当社株式について10株を１株にする併合（以下「株式併合」といいます。）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

当社の株式10株につき１株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、１株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成28年10月１日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

890,000,000株

（注）株式併合の割合にあわせて、当社の発行可能株式総数を現行の10分の１に変更するものです。

3. その他

本議案に係る株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、株式併合及び単元株式数の変更に関しましては、61頁～64頁にご説明資料を掲載しておりますのでご参照ください。

## 第３号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

（1）第２号議案に記載のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、全ての種類の株式の単元株式数を100株に変更することに伴い、定款第７条を変更するとともに、定款第12条に規定される優先株式にかかる優先配当金及び定款第15条に規定される優先株式にかかる残余財産の分配について変更するものであります。

（2）第2号議案の株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合にあわせて、定款第6条に規定される発行可能株式総数を現行の10分の1に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第２章　株　式 | 第２章　株　式 |
| 第６条（発行可能株式総数）<br>当会社の発行可能株式総数は、8,900,000,000株とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、（ア）第１回ないし第４回第八種優先株式（以下併せて「第八種優先株式」という。）、第１回ないし第４回第十一種優先株式（以下併せて「第十一種優先株式」という。）および第１回ないし第４回第十二種優先株式（以下併せて「第十二種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、（イ）第１回ないし第４回第九種優先株式（以下併せて「第九種優先株式」という。）、第１回ないし第４回第十三種優先株式（以下併せて「第十三種優先株式」という。）および第１回ないし第４回第十四種優先株式（以下併せて「第十四種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、（ウ）第１回ないし第４回第十種優先株式（以下併せて「第十種優先株式」という。）、第１回ないし第４回第十五種優先株式（以下併せて「第十五種優先株式」という。）および第１回ないし第４回第十六種優先株式（以下併せて「第十六種優先株式」といい、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株をそれぞれ超えないものとする。 | 第６条（発行可能株式総数）<br>当会社の発行可能株式総数は、890,000,000株とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、（ア）第１回ないし第４回第八種優先株式（以下併せて「第八種優先株式」という。）、第１回ないし第４回第十一種優先株式（以下併せて「第十一種優先株式」という。）および第１回ないし第４回第十二種優先株式（以下併せて「第十二種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、（イ）第１回ないし第４回第九種優先株式（以下併せて「第九種優先株式」という。）、第１回ないし第４回第十三種優先株式（以下併せて「第十三種優先株式」という。）および第１回ないし第４回第十四種優先株式（以下併せて「第十四種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、（ウ）第１回ないし第４回第十種優先株式（以下併せて「第十種優先株式」という。）、第１回ないし第４回第十五種優先株式（以下併せて「第十五種優先株式」という。）および第１回ないし第４回第十六種優先株式（以下併せて「第十六種優先株式」といい、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて20,000,000株をそれぞれ超えないものとする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 普通株式　8,500,000,000株<br>第１回第八種優先株式　100,000,000株<br>第２回第八種優先株式　100,000,000株<br>第３回第八種優先株式　100,000,000株<br>第４回第八種優先株式　100,000,000株<br>第１回第九種優先株式　100,000,000株<br>第２回第九種優先株式　100,000,000株<br>第３回第九種優先株式　100,000,000株<br>第４回第九種優先株式　100,000,000株<br>第１回第十種優先株式　200,000,000株<br>第２回第十種優先株式　200,000,000株<br>第３回第十種優先株式　200,000,000株<br>第４回第十種優先株式　200,000,000株<br>第１回第十一種優先株式　100,000,000株<br>第２回第十一種優先株式　100,000,000株<br>第３回第十一種優先株式　100,000,000株<br>第４回第十一種優先株式　100,000,000株<br>第１回第十二種優先株式　100,000,000株<br>第２回第十二種優先株式　100,000,000株<br>第３回第十二種優先株式　100,000,000株<br>第４回第十二種優先株式　100,000,000株<br>第１回第十三種優先株式　100,000,000株<br>第２回第十三種優先株式　100,000,000株<br>第３回第十三種優先株式　100,000,000株<br>第４回第十三種優先株式　100,000,000株<br>第１回第十四種優先株式　100,000,000株<br>第２回第十四種優先株式　100,000,000株<br>第３回第十四種優先株式　100,000,000株<br>第４回第十四種優先株式　100,000,000株<br>第１回第十五種優先株式　200,000,000株<br>第２回第十五種優先株式　200,000,000株<br>第３回第十五種優先株式　200,000,000株<br>第４回第十五種優先株式　200,000,000株<br>第１回第十六種優先株式　200,000,000株<br>第２回第十六種優先株式　200,000,000株<br>第３回第十六種優先株式　200,000,000株<br>第４回第十六種優先株式　200,000,000株<br><br>第７条（単元株式数）<br>当会社の単元株式数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。 | 普通株式　850,000,000株<br>第１回第八種優先株式　10,000,000株<br>第２回第八種優先株式　10,000,000株<br>第３回第八種優先株式　10,000,000株<br>第４回第八種優先株式　10,000,000株<br>第１回第九種優先株式　10,000,000株<br>第２回第九種優先株式　10,000,000株<br>第３回第九種優先株式　10,000,000株<br>第４回第九種優先株式　10,000,000株<br>第１回第十種優先株式　20,000,000株<br>第２回第十種優先株式　20,000,000株<br>第３回第十種優先株式　20,000,000株<br>第４回第十種優先株式　20,000,000株<br>第１回第十一種優先株式　10,000,000株<br>第２回第十一種優先株式　10,000,000株<br>第３回第十一種優先株式　10,000,000株<br>第４回第十一種優先株式　10,000,000株<br>第１回第十二種優先株式　10,000,000株<br>第２回第十二種優先株式　10,000,000株<br>第３回第十二種優先株式　10,000,000株<br>第４回第十二種優先株式　10,000,000株<br>第１回第十三種優先株式　10,000,000株<br>第２回第十三種優先株式　10,000,000株<br>第３回第十三種優先株式　10,000,000株<br>第４回第十三種優先株式　10,000,000株<br>第１回第十四種優先株式　10,000,000株<br>第２回第十四種優先株式　10,000,000株<br>第３回第十四種優先株式　10,000,000株<br>第４回第十四種優先株式　10,000,000株<br>第１回第十五種優先株式　20,000,000株<br>第２回第十五種優先株式　20,000,000株<br>第３回第十五種優先株式　20,000,000株<br>第４回第十五種優先株式　20,000,000株<br>第１回第十六種優先株式　20,000,000株<br>第２回第十六種優先株式　20,000,000株<br>第３回第十六種優先株式　20,000,000株<br>第４回第十六種優先株式　20,000,000株<br><br>第７条（単元株式数）<br>当会社の単元株式数は、全ての種類の株式につき100株とする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 第３章　優　先　株　式 | 第３章　優　先　株　式 |
| 第12条（優先配当金）<br>　当会社は、第55条第１項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。<br>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式<br>１株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額<br>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式<br>１株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額<br>２　ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。<br>３　優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。 | 第12条（優先配当金）<br>　当会社は、第55条第１項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。<br>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式<br>１株につき、年1,000円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額<br>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式<br>１株につき、年1,500円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額<br>２　ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。<br>３　優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。 |
| 第15条（残余財産の分配）<br>　当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式１株につき1,000円を支払う。<br>２　前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。 | 第15条（残余財産の分配）<br>　当会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式１株につき10,000円を支払う。<br>２　前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。 |

3.　その他

　本議案に係る定款一部変更は、第２号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件に、平成28年10月１日をもって、その効力を発生することといたします。

## 第４号議案　取締役９名選任の件

取締役９名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役３名を含む取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

社外取締役候補者３名全員は、当社が定める「独立役員にかかる独立性判断基準」を充足しており、本議案の候補者９名が原案どおり選任されますと、取締役会の構成員における独立性の高い社外取締役の割合は３分の１となります。（当社の「独立役員にかかる独立性判断基準」については65頁～66頁をご参照ください。）

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　名 | 現在の当社における地位 | 担　当 | その他 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 常陰（つねかげ）　均（ひとし） | 取締役会長 | | 再任 |
| 2 | 北村（きたむら）　邦太郎（くにたろう） | 取締役社長 | | 再任 |
| 3 | 岩崎（いわさき）　信夫（のぶお） | 取締役副社長 | 全般補佐 | 再任 |
| 4 | 服部（はっとり）　力也（りきや） | 取締役副社長 | 全般補佐 | 再任 |
| 5 | 大久保（おおくぼ）　哲夫（てつお） | 取締役副社長 | 全般補佐 | 再任 |
| 6 | 越村（こしむら）　好晃（よしあき） | 取締役常務執行役員 | 内部監査部統括 | 再任 |
| 7 | 篠原（しのはら）　総一（そういち） | 社外取締役 | ― | 社外取締役(独立役員)<br>再任 |
| 8 | 鈴木（すずき）　武（たけし） | 社外取締役 | ― | 社外取締役(独立役員)<br>再任 |
| 9 | 荒木（あらき）　幹夫（みきお） | 社外取締役 | ― | 社外取締役(独立役員)<br>再任 |

なお、当社では「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、取締役会の構成、取締役候補者に求める資質等の考え方、及び取締役候補者の指名手続き等について規定しております。概要は次のとおりであります。

●取締役会の構成

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である15名以内とし、グループの業務執行管理機能を担う金融持株会社に求められる実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則３分の１以上として運営しております。

●取締役候補者に求める資質

当社の取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしています。

①信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者
②銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者

また、上記に拘わらず、社外取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしています。

①当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる虞が無いと認められる者
②当社の経営理念を理解し、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有する者
③社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や経験を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者

●取締役候補者の指名手続き

当社はコーポレートガバナンス基本方針に基づき、取締役会の諮問機関として任意に設置した指名・報酬委員会において、当社の取締役候補者の選任プロセス、資質及び指名理由につき、取締役会からの諮問を受けその適切性等について検討し、指名・報酬委員会が取締役会に答申を行っています。

なお、指名・報酬委員会の委員は、社外取締役が過半数を占め、社外取締役が委員長を務めるなど、プロセスの透明性と客観性の確保に努めています。

当社グループの経営管理体制における指名・報酬委員会の位置づけについては、下記の体制図をご参照ください。

## グループの経営管理体制図

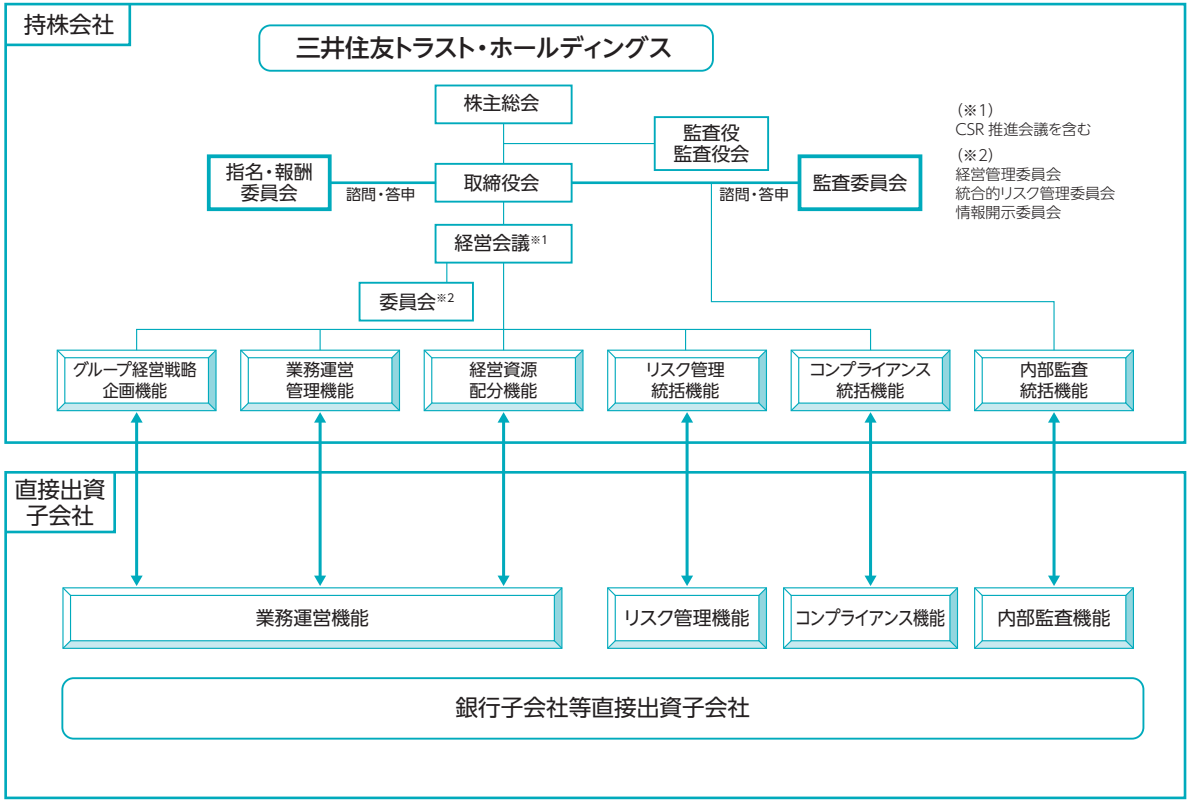

候補者番号 1

## 常陰　均（つねかげ　ひとし）

再任



**生年月日**
昭和29年８月６日生

### 略歴、当社における地位及び担当

| | |
|---|---|
| 昭和52年４月 | 住友信託銀行株式会社入社 |
| 平成16年６月 | 同社執行役員企画部長 |
| 平成17年６月 | 同社執行役員本店支配人 |
| 平成17年６月 | 同社取締役兼常務執行役員 |
| 平成20年１月 | 同社取締役社長 |
| 平成23年４月 | 同社取締役会長兼取締役社長 |
| 平成23年４月 | 当社取締役会長（現職） |
| 平成24年４月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役社長（現職） |

### 重要な兼職の状況
三井住友信託銀行株式会社取締役社長

### 所有する当社株式の数
普通株式146,950株

### 候補者とした理由
同氏は、平成23年４月以降当社の取締役会長を、及び平成24年４月以降三井住友信託銀行株式会社の取締役社長を務めており、信託銀行グループの経営管理及び事業運営全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後もグループの経営全般を牽引する立場で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号 2

## 北村　邦太郎（きたむら　くにたろう）

再任



**生年月日**
昭和27年５月９日生

### 略歴、当社における地位及び担当

| | |
|---|---|
| 昭和52年４月 | 三井信託銀行株式会社入社 |
| 平成15年７月 | 中央三井信託銀行株式会社執行役員融資企画部長 |
| 平成18年５月 | 同社常務執行役員融資企画部長 |
| 平成19年10月 | 同社常務執行役員 |
| 平成21年７月 | 同社専務執行役員 |
| 平成22年６月 | 同社専務執行役員　退任 |
| 平成22年６月 | 当社取締役副社長 |
| 平成23年４月 | 中央三井信託銀行株式会社取締役副社長 |
| 平成24年４月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役会長（現職） |
| 平成24年４月 | 当社取締役社長（現職） |

### 重要な兼職の状況
三井住友信託銀行株式会社取締役会長

### 所有する当社株式の数
普通株式157,535株

### 候補者とした理由
同氏は、平成24年４月以降当社の取締役社長及び三井住友信託銀行株式会社の取締役会長を務めており、信託銀行グループの経営管理及び事業運営全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後もグループの経営全般を牽引する立場で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

## 候補者番号 3　岩崎信夫（いわさき　のぶお）　再任



**生年月日**
昭和30年７月12日生

**担当**
全般補佐

**略歴、当社における地位及び担当**

| | |
|---|---|
| 昭和53年４月 | 三井信託銀行株式会社入社 |
| 平成17年１月 | 当社執行役員経営企画部長 |
| 平成18年５月 | 当社常務執行役員経営企画部長 |
| 平成18年５月 | 中央三井信託銀行株式会社常務執行役員 |
| 平成19年10月 | 当社常務執行役員 |
| 平成22年６月 | 当社専務取締役 |
| 平成22年６月 | 中央三井信託銀行株式会社専務執行役員 |
| 平成23年４月 | 当社取締役専務執行役員 |
| 平成24年４月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長（現職） |
| 平成24年４月 | 当社取締役副社長執行役員 |
| 平成24年６月 | 当社取締役副社長（現職） |

**重要な兼職の状況**
三井住友信託銀行株式会社取締役副社長

**所有する当社株式の数**
普通株式148,000株

**候補者とした理由**

同氏は、平成24年４月以降当社の取締役副社長及び三井住友信託銀行株式会社の取締役副社長を務めており、また、三井住友信託銀行株式会社のリテール事業統括役員として事業経営の経験を有する等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後もグループの経営全般を補佐する立場で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

## 候補者番号 4　服部力也（はっとり　りきや）　再任



**生年月日**
昭和29年２月３日生

**担当**
全般補佐

**略歴、当社における地位及び担当**

| | |
|---|---|
| 昭和53年４月 | 住友信託銀行株式会社入社 |
| 平成17年６月 | 同社執行役員金融法人部長 |
| 平成18年６月 | 同社常務執行役員金融事業企画部長 |
| 平成19年６月 | 同社常務執行役員 |
| 平成20年６月 | 同社取締役兼常務執行役員 |
| 平成20年10月 | 同社取締役兼常務執行役員不動産営業開発部長 |
| 平成21年５月 | 同社取締役兼常務執行役員 |
| 平成23年４月 | 同社取締役兼専務執行役員 |
| 平成24年４月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 |
| 平成25年４月 | 同社取締役副社長（現職） |
| 平成25年４月 | 当社副社長執行役員 |
| 平成27年６月 | 当社取締役副社長（現職） |

**重要な兼職の状況**
三井住友信託銀行株式会社取締役副社長

**所有する当社株式の数**
普通株式103,620株

**候補者とした理由**

同氏は、平成25年４月以降当社の副社長（平成27年６月以降取締役副社長）及び三井住友信託銀行株式会社の取締役副社長を務めており、また、三井住友信託銀行株式会社のホールセール事業統括役員として事業経営の経験を有する等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後もグループの経営全般を補佐する立場で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号 5

## 大久保　哲夫（おおくぼ　てつお）

再任



**生年月日**
昭和31年４月６日生

**担当**
全般補佐

### 略歴、当社における地位及び担当

| | |
|---|---|
| 昭和55年４月 | 住友信託銀行株式会社入社 |
| 平成18年６月 | 同社執行役員業務部長 |
| 平成19年６月 | 同社執行役員本店支配人 |
| 平成19年６月 | 同社執行役員 |
| 平成20年１月 | 同社常務執行役員 |
| 平成20年６月 | 同社取締役兼常務執行役員 |
| 平成23年４月 | 当社取締役常務執行役員 |
| 平成24年４月 | 三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員 |
| 平成25年４月 | 同社取締役専務執行役員 |
| 平成25年４月 | 当社取締役専務執行役員 |
| 平成28年４月 | 三井住友信託銀行株式会社 取締役副社長（現職） |
| 平成28年４月 | 当社取締役副社長（現職） |

**重要な兼職の状況**
三井住友信託銀行株式会社取締役副社長

**所有する当社株式の数**
普通株式115,580株

### 候補者とした理由

同氏は、当社の経営企画部、総務部及び人事部統括役員として会社経営の一角を担う経験を経て、平成28年４月に取締役副社長に就任しています。あわせて、三井住友信託銀行株式会社においても経営企画部、総務部及び人事部統括役員としての経験に加え、法人資産運用事業領域担当役員、ホールセール事業統括役員として複数の事業経営の経験を有し、平成28年４月から取締役副社長を務めております。これまで培った経験を生かし、今後も、グループの経営全般を補佐する立場で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号 6

## 越村　好晃（こしむら　よしあき）

再任



**生年月日**
昭和34年８月９日生

**担当**
内部監査部統括

### 略歴、当社における地位及び担当

| | |
|---|---|
| 昭和57年４月 | 三井信託銀行株式会社入社 |
| 平成21年７月 | 中央三井信託銀行株式会社 執行役員新宿西口支店長 |
| 平成23年２月 | 同社執行役員不動産営業 第一部長 |
| 平成24年１月 | 同社執行役員 |
| 平成24年４月 | 三井住友信託銀行株式会社 常務執行役員 |
| 平成24年４月 | 当社常務執行役員 |
| 平成26年３月 | 当社常務執行役員　退任 |
| 平成27年４月 | 三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員（現職） |
| 平成27年４月 | 当社常務執行役員 |
| 平成27年６月 | 当社取締役常務執行役員 （現職） |

**重要な兼職の状況**
三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員

**所有する当社株式の数**
普通株式41,000株

### 候補者とした理由

同氏は、当社の人事部副統括役員、内部監査部統括役員等を経験し、平成24年４月以降当社の常務執行役員（平成27年６月以降取締役常務執行役員）、及び三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員（平成27年４月以降取締役常務執行役員）を務めており、信託銀行グループの経営管理に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後も当社の経営の一角を担う立場で、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号 7

# 篠原 総一（しのはら そういち）

再 任　社外取締役(独立役員)



**生年月日**
昭和20年６月26日生

**取締役会出席状況**
100%(16回/16回)

**略歴、当社における地位及び担当**

| | |
|---|---|
| 昭和48年３月 | ウォータールー大学経済学部講師（カナダ）、同大学助教授を経て |
| 昭和53年４月 | 同志社大学経済学部講師 |
| 昭和54年４月 | 同大学経済学部助教授 |
| 昭和59年４月 | 同大学経済学部教授 |
| 平成18年２月 | 中華人民大学特別客座教授（中華人民共和国）（現職） |
| 平成25年６月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役 |
| 平成25年６月 | 当社取締役（現職） |
| 平成27年４月 | 同志社大学名誉教授（現職） |
| 平成27年４月 | 京都学園大学学長（現職） |
| 平成27年６月 | 三井住友信託銀行株式会社取締役 退任 |

**重要な兼職の状況**
京都学園大学学長

**所有する当社株式の数**
普通株式6,000株

## 独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員にかかる独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

## 候補者とした理由

同氏は、国際経済学及びマクロ経済学を専門とする経済学者であり、国内外の経済に関する豊富な知見と高い見識を有しています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。
なお、同氏は、過去に上場会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

## 社外取締役の在任期間

同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

候補者番号 8

# 鈴木（すずき） 武（たけし）

再 任　社外取締役(独立役員)



**生年月日**
昭和22年11月18日生

**取締役会出席状況**
100%(12回/12回)

**略歴、当社における地位及び担当**

| | |
|---|---|
| 昭和45年 4 月 | トヨタ自動車販売株式会社(現 トヨタ自動車株式会社)入社 |
| 平成12年 6 月 | 同社取締役 |
| 平成15年 6 月 | 同社常務役員 |
| 平成16年 6 月 | 同社専務取締役経理・財務本部本部長 |
| 平成17年 6 月 | 同社専務取締役情報システム本部本部長 |
| 平成18年 1 月 | 同社専務取締役経理本部本部長 |
| 平成18年 6 月 | 同社専務取締役事業開発本部本部長 |
| 平成20年 6 月 | 同社専務取締役事業開発本部本部長　退任 |
| 平成20年 6 月 | トヨタファイナンシャルサービス株式会社代表取締役社長 |
| 平成23年 6 月 | 同社代表取締役社長　退任 |
| 平成23年 6 月 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長 |
| 平成25年 6 月 | 株式会社アイチコーポレーション取締役（現職） |
| 平成27年 6 月 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長退任 |
| 平成27年 6 月 | 当社取締役（現職） |

**重要な兼職の状況**
株式会社アイチコーポレーション取締役

**所有する当社株式の数**
普通株式0株

## 独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員にかかる独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

## 候補者とした理由

同氏は、日本を代表するグローバル企業であるトヨタ自動車株式会社の元専務取締役として、経理・財務、関係会社経営等の分野で幅広い経験と豊富な知識を有しています。トヨタ自動車株式会社専務取締役退任後は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社の代表取締役社長や、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めるなど、金融関連事業の会社経営にも携わっています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。

## 社外取締役の在任期間

同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

候補者番号 9

# 荒木幹夫（あらき みきお）

再任　社外取締役(独立役員)



**生年月日**
昭和23年３月23日生

**取締役会出席状況**
100%(12回/12回)

## 略歴、当社における地位及び担当

| | |
|---|---|
| 昭和46年７月 | 日本開発銀行入行 |
| 平成14年６月 | 日本政策投資銀行理事 |
| 平成18年10月 | 同行副総裁 |
| 平成20年10月 | 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役副社長 |
| 平成23年６月 | 同行顧問 |
| 平成24年６月 | 同行顧問　退任 |
| 平成24年６月 | 一般財団法人日本経済研究所 理事長（現職） |
| 平成24年６月 | 近畿日本鉄道株式会社 (現 近鉄グループホールディングス株式会社) 取締役 (現職) |
| 平成25年６月 | 日本貨物鉄道株式会社監査役 (現職) |
| 平成27年６月 | 当社取締役（現職） |

**重要な兼職の状況**
一般財団法人日本経済研究所理事長
近鉄グループホールディングス株式会社取締役
日本貨物鉄道株式会社監査役

**所有する当社株式の数**
普通株式0株

## 独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員にかかる独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

## 候補者とした理由

同氏は、株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役副社長として、銀行経営及び政策金融等に関する幅広い経験と、一般財団法人日本経済研究所の理事長として国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。

## 社外取締役の在任期間

同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は篠原総一氏、鈴木武氏及び荒木幹夫氏と会社法第423条第１項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。各氏が取締役に選任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

## 第５号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役杉田光彦氏は辞任により監査役を退任いたします。つきましては、監査体制の更なる実効性の確保と独立性の強化をあわせて実施するため、社外監査役１名を含む監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の候補者はいずれも辞任する監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

社外監査役候補者である吉田高志氏は、当社が定める「独立役員にかかる独立性判断基準」を充足しており、本議案の候補者２名が原案どおり選任されますと監査役は１名増員され、当社の監査役会は５名中、社外監査役が過半数の３名を占める体制となり、監査役監査の一層の機能強化を図ることができるものと考えております。（当社の「独立役員にかかる独立性判断基準」については65頁～66頁をご参照ください。）

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

### 候補者番号　1　八木康行（やぎ　やすゆき）　新任



**生年月日**
昭和32年３月５日生

**略歴、当社における地位**

| | |
|---|---|
| 昭和54年４月 | 住友信託銀行株式会社　入社 |
| 平成17年10月 | ファーストクレジット株式会社出向 |
| 平成17年11月 | 同社代表取締役社長 |
| 平成18年６月 | 同社代表取締役社長<br>兼　住友信託銀行株式会社執行役員 |
| 平成20年５月 | 住友信託銀行株式会社執行役員本店支配人 |
| 平成20年６月 | 同社常務執行役員 |
| 平成24年４月 | 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員 |
| 平成27年４月 | 同社専務執行役員 |
| 平成28年４月 | 同社顧問（現職） |

**所有する当社株式の数**
普通株式88,700株

**候補者とした理由**

同氏は、旧住友信託銀行株式会社において審査部長、及び不動産融資関連会社の社長等を歴任し、平成27年４月以降三井住友信託銀行株式会社の専務執行役員として近畿圏統括役員を務め、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、公正かつ客観的な立場から、当社の監査業務を通じて、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、監査役候補者としております。

候補者番号 2

# 吉田（よしだ）　高志（たかし）

新 任　社外監査役(独立役員)



**生年月日**
昭和28年12月７日生

## 略歴、当社における地位

| | |
|---|---|
| 昭和51年４月 | 吉田会計事務所勤務 |
| 昭和54年11月 | 昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 |
| 昭和58年３月 | 公認会計士登録 |
| 平成13年６月 | 監査法人太田昭和センチュリー（現 新日本有限責任監査法人）代表社員 |
| 平成20年８月 | 同法人常務理事 |
| 平成24年８月 | 同法人常務理事退任、シニア・アドバイザー就任 |
| 平成25年６月 | 同法人退職 |
| 平成25年７月 | 吉田公認会計事務所開設（現職） |
| 平成27年３月 | 日本精蝋株式会社監査役（現職） |
| 平成27年６月 | 株式会社コスモスイニシア取締役（現職） |

## 重要な兼職の状況

公認会計士
日本精蝋株式会社監査役
株式会社コスモスイニシア取締役

## 所有する当社株式の数

普通株式0株

## 独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。また、当社が定める「独立役員にかかる独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

## 候補者とした理由

同氏は、長年大手監査法人に所属し、公認会計士として、金融機関や事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しています。また公認会計士としての経験に加えて、監査法人の代表社員や常務理事として経営に携わってきたほか、海外勤務経験に基づくグローバルな知見も有しています。かかる豊富な知見と高い見識を当社の監査に生かしていただくために、社外監査役候補者として選任しております。
なお、同氏は、過去に上場会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者との責任限定契約について
吉田高志氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、同氏が会社法第423条第１項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、社外監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

以 上

【ご参考①（第２号議案関係）】

本資料は、平成28年５月12日付で開示いたしました、株式併合及び単元株式数の変更に関するご説明資料です。ご高覧いただきますようお願いします。

## 株式併合及び単元株式数の変更に関するＱ＆Ａ

**Ｑ１　株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。**

Ａ１　株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。
また、単元株式数とは、株主総会及び種類株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。
今般、当社では10株を１株とする株式併合と1,000株から100株への単元株式数の変更を予定しております。

**Ｑ２　株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。**

Ａ２　全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。当社におきましても、この趣旨を踏まえ、当社の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。
一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当該株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、当社株式について10株を１株にする併合を行うことといたしました。

**Q３　所有株式数と議決権数はどうなりますか。**

Ａ３　株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年９月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の１を乗じた株式数（１に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき１個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | |
|---|---|---|
| 例 | ご所有株式数 | 議決権数 |
| ① | 3,000株 | ３個 |
| ② | 1,500株 | １個 |
| ③ | 1,385株 | １個 |
| ④ | 342株 | なし |
| ⑤ | 7株 | なし |

| 効力発生後 | | |
|---|---|---|
| ご所有株式数 | 議決権数 | 端数株式相当分 |
| 300株 | ３個 | なし |
| 150株 | １個 | なし |
| 138株 | １個 | 0.5株 |
| 34株 | なし | 0.2株 |
| 0株 | なし | 0.7株 |

株式併合の結果、１株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③～例⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成28年11月下旬から12月上旬頃にお支払いいたします。

なお、例③～例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

**Q４　資産価値には影響を与えないのですか。**

Ａ４　株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の10分の１となりますが、逆に、１株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

**Q５　最低投資金額への影響はありますか。**

Ａ５　理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

（ご参考）平成28年３月31日の終値（329.6円）を元にした試算

併合前 329.6円（株価）× 1,000株（単元株式数）＝ 329,600円（最低投資金額）

併合後 3,296円（株価）×　100株（単元株式数）＝ 329,600円（最低投資金額）

**Q６　所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。**

Ａ６　株主様のご所有の株式数は、10分の１となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を１株に併合）を勘案して、１株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。

**Q７　株主は何か手続きが必要ですか。**

Ａ７　特段のお手続きの必要はございません。

なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

**Q８　株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。**

Ａ８　株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記（※）の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q９　この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが 。**

Ａ９　単元未満株式の買取り（１単元に満たない株式を当社が買い取る）のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。現在の単元株式数（1,000株）での買取ご請求は平成28年９月26日（月）まで、新しい単元株式数（100株）での買取ご請求は効力発生以降となります。

なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記（※）の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。(単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください)

**Q10　株式の売買停止期間はありますか。**

Ａ10　売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数（1,000株）でのお取引は平成28年９月27日（火）までとなります。平成28年９月28日 (水) から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成28年９月28日（水）より株式併合の効果が反映されたものとなります。

**Q11　今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

Ａ11　次のとおり予定しております。

| | |
|---|---|
| 平成28年 6 月29日（水） | 定時株主総会開催日 |
| 平成28年 9 月15日（木） | 株式併合公告日 |
| 平成28年 9 月27日（火） | 現在の単元株式数（1,000 株）での売買最終日 |
| 平成28年 9 月28日（水） | 変更後の単元株式数（100 株）での売買開始日 |
| 平成28年10月 1 日（土） | 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日 |

※当社の株主名簿管理人：
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉２丁目８番４号
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上

【ご参考②（第４号及び第５号議案関係）】

## 独立役員にかかる独立性判断基準について

1. 以下各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。
   ① 当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者
   ② 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
   ③ 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
   ④ 当社の現在の大株主（議決権所有割合10％以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
   ⑤ 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
   ⑥ 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
   ⑦ 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近３事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者
   ⑧ 当社の主幹事証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者

⑨ 最近３年間において、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人

⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者

⑪ 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者

⑫ 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者

⑬ 上記①、②、③、⑨及び⑩のいずれかの者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）である者

2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立社外役員としての要件を充足しており、当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補者とすることができる。

3. 当社は、取引先（法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む）又は寄付金等（弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む）について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立社外役員（候補者を含む）の独立性が十分に認められ、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれが無いものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。

| | |
|---|---|
| 取引先 | 当社及び中核子会社の当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）への支払額が、当該取引先の過去３事業年度の平均年間連結総売上高の２％未満であること<br>当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の２％未満であること |
| 寄付金等 | 受領者が個人の場合：<br>当社及びその子会社から収受する金銭が、過去３年平均で年間1,000万円未満であること<br>受領者が法人の場合：<br>当社及びその子会社から収受する金銭が、過去３年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30％のいずれか大きい金額未満であること |

## メ　モ　欄

## メ　モ　欄

# 株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　**「三井住友信託銀行本店ビル」**

## ◆ 交通のご案内

東西線　三田線　千代田線
丸ノ内線　半蔵門線
JR線

**大手町駅 B１出口** 直結

**東京駅 丸の内北口** から徒歩６分




※開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
※来場記念品の配布は予定しておりません。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　環境に配慮した植物油インキを使用しています。